

4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号) 第 5 条の 2 第 1 項により定められた指定地域はありません。

2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月 3 日 法律第 70 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号) 第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域はありません。

3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号) 第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号) 第 5 条第 2 項の規定により指定された国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園があります。また、調査区域には、自然公園法第 72 条の規定に基づき、「長野県立自然公園条例」(昭和 35 年 7 月 18 日長野県条例第 22 号、最終改正：平成 20 年 10 月 14 日長野県条例第 34 号) で指定された県立自然公園として塩嶺王城県立公園があります。なお、調査区域には、自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園はありません。

調査区域における自然公園の指定状況は表 4.2.7.1 に、位置は図 4.2.7.1 に示すとおりです。

表 4.2.7.1 自然公園の指定状況

| 区分 | 名称 | 面積(ha) | 指定年月日 |
|--------|-------------|--------------------|------------------|
| 国定公園 | 八ヶ岳中信高原国定公園 | 39,857 (35,769) | 昭和 39 年 6 月 1 日 |
| 県立自然公園 | 塩嶺王城県立公園 | 1,340 | 昭和 39 年 6 月 25 日 |

注：()内は長野県内の面積を示す。

出典：「自然公園等指定状況一覧」(平成 28 年 3 月 長野県自然保護課)

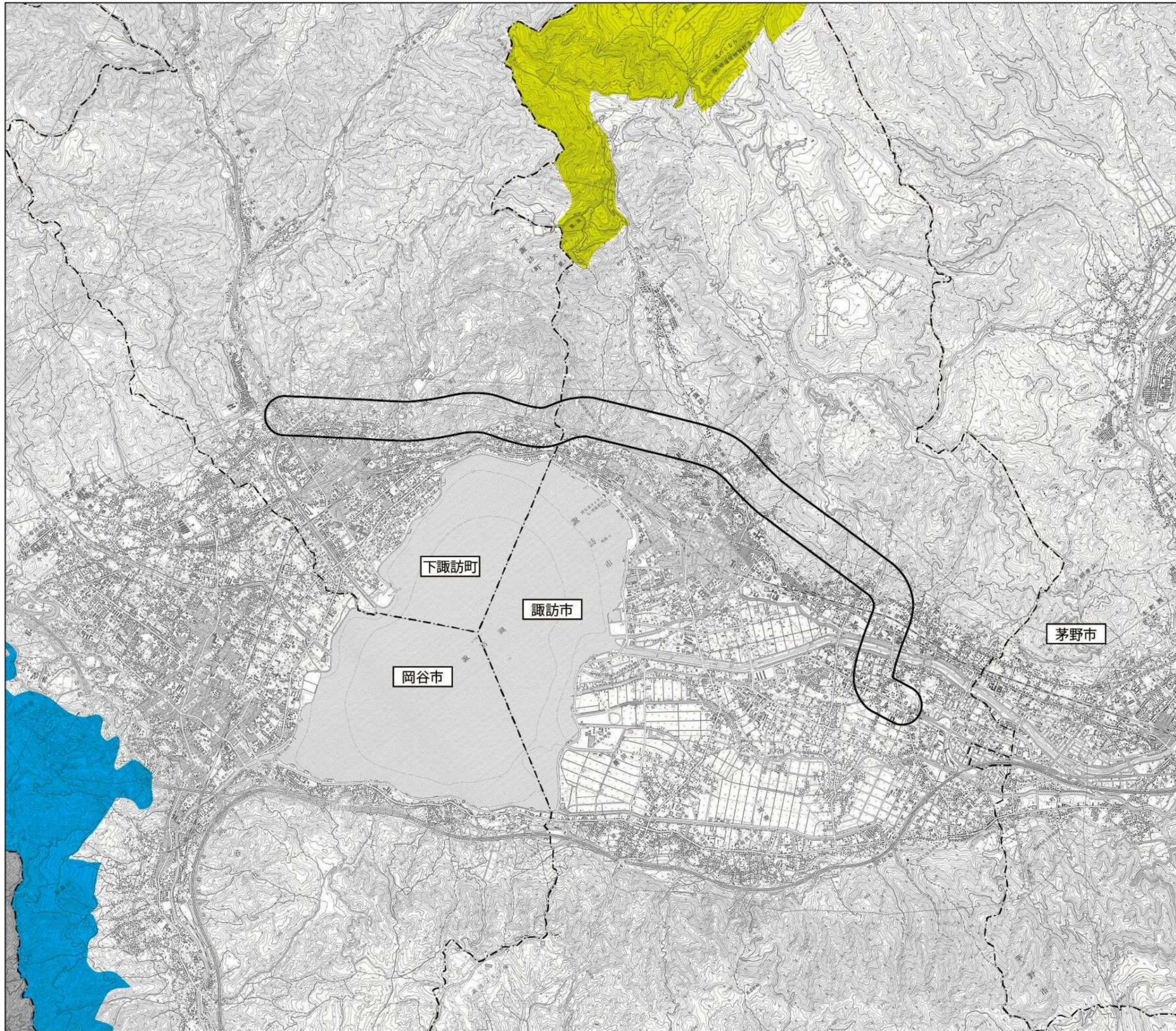
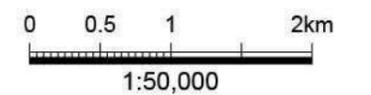


図 4.2.7.1 自然公園等位置図

| 記号 | 名称 |
|----|-------------|
| | 塩嶺王城県立公園 |
| | 八ヶ岳中信高原国定公園 |

出典：「自然公園指定状況一覧」
(平成28年3月 長野県自然保護課)

| 記号 | 名称 |
|----|----------------|
| | 都市計画対象道路事業実施区域 |
| | 行政界 |
| | 調査対象外 |



- 5) **自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域**

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。また、「長野県自然環境保全条例」（昭和 46 年 7 月 13 日長野県条例第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 22 日長野県条例第 22 号）第 45 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。

- 6) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域**

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）第 11 条の 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

- 7) **首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 101 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

- 8) **近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

- 9) **都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域**

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 5 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区の区域はありません。

- 10) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域**

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域はありません。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区が2箇所あります。

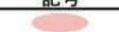
鳥獣保護区の指定状況は表 4.2.7.2 に、位置は図 4.2.7.2 に示すとおりです。

表 4.2.7.2 鳥獣保護区の指定状況

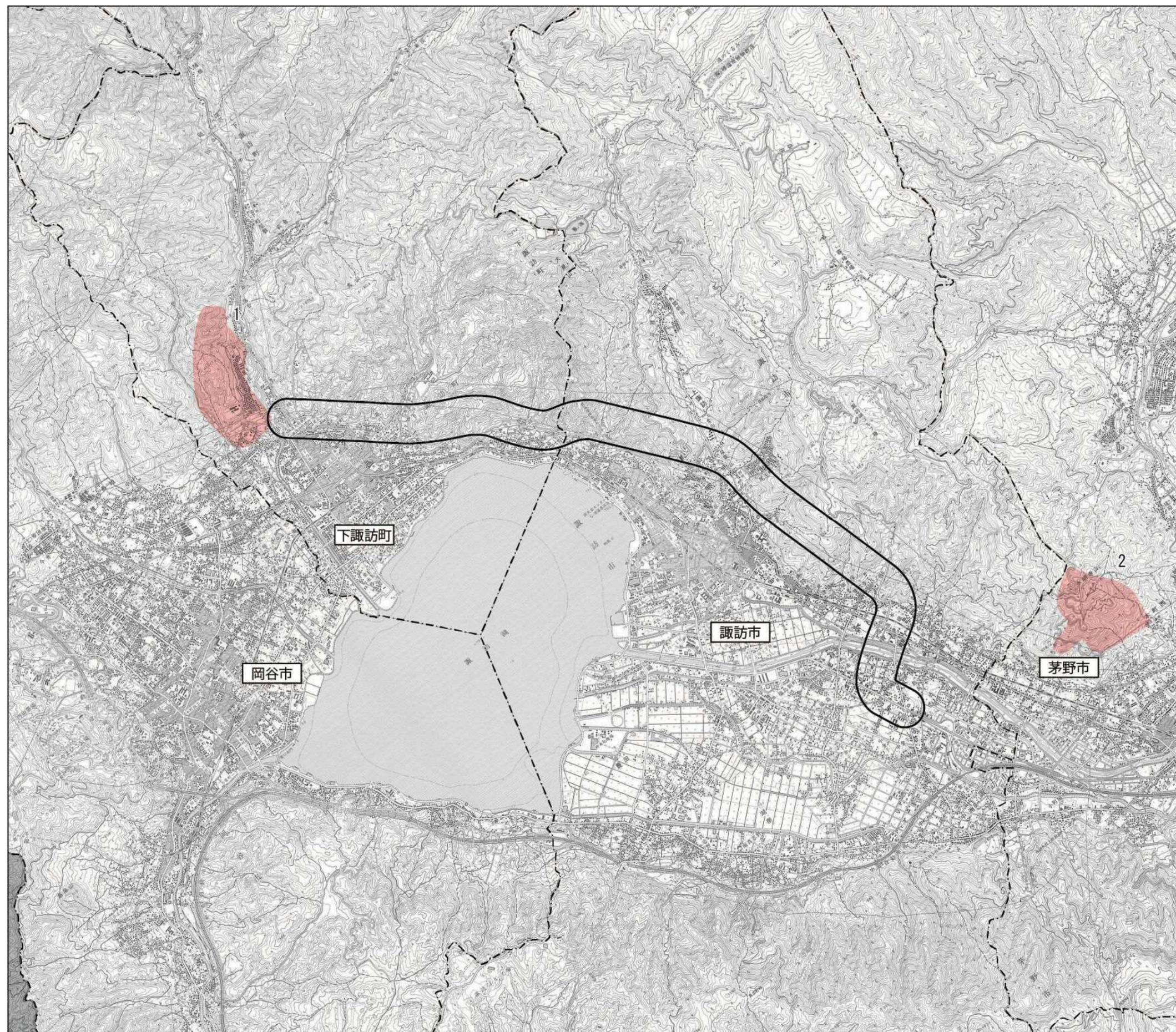
| 番号 | 名称 | 所在地 | 面積 (ha) | 期限 |
|----|------|------|------------|-------------|
| 1 | 鋳物師沢 | 下諏訪町 | 105 | 平成30年10月31日 |
| 2 | 永明寺山 | 茅野市 | 71 | 平成30年10月31日 |

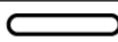
出典：「平成27年度長野県鳥獣保護区等位置図」
(平成28年1月 長野県林務部森林づくり推進課)

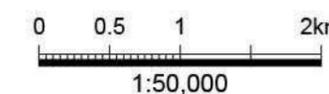
図 4.2.7.2 鳥獣保護区等位置図

| 記号 | 名称 |
|---|-------|
|  | 鳥獣保護区 |

出典：「平成 27 年度長野県鳥獣保護区等位置図」
 (平成 28 年 1 月 長野県林務部森林づくり推進課)



| 記号 | 名称 |
|---|----------------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |
|  | 行政界 |
|  | 調査対象外 |



12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日条約第 1 号）第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域はありません。

13) 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 109 条第 1 項及び「文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年 3 月 28 日長野県条例第 38 号）、「岡谷市文化財保護条例」（平成 10 年 3 月 31 日岡谷市条例第 6 号、最終改正：平成 17 年 3 月 29 日岡谷市条例第 10 号）、「諏訪市文化財保護条例」（昭和 41 年 4 月 1 日諏訪市条例第 1 号、最終改正：平成 17 年 3 月 18 日諏訪市条例第 5 号）、「茅野市文化財保護条例」（昭和 40 年 4 月 1 日茅野市条例第 11 号）、「下諏訪町文化財保護条例」（昭和 43 年 9 月 21 日下諏訪町条例第 21 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日下諏訪町条例第 1 号）により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）があります。名勝の指定状況等は、「4.1 自然的状況 4.1.6 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況 3) 文化財の状況」に示すとおりです。

なお、調査区域には、同規定に基づき指定された天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）及び同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観はありません。

14) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

調査区域には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年 1 月 13 日法律第 1 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域はありません。

15) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域及び同法第十一条第一項第二号の規定により定められた都市計画公園・緑地の区域

(1) 風致地区

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 72 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定められた風致地区の区域はありません。

(2) 都市計画公園・緑地

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 72 号）第 11 条第 1 項第 2 号の規定により定められた都市計画公園・緑地があります。調査区域には、計 52 箇所の都市計画公園が指定されており、岡谷市に 3 箇所、諏訪市に 21 箇所、茅野市に 18 箇所、下諏訪町に 10 箇所が存在します。また、都市計画緑地として、諏訪市に柳並公園があります。

都市計画公園・緑地の指定状況は表 4.2.7.3 及び表 4.2.7.4 に、位置は図 4.2.7.3 に示すとおりです。

表 4.2.7.3 (1) 都市計画公園の指定状況

| 市町名 | 番号 | 名称 | 種別 | 備考 |
|-----|----|-----------|----|--------|
| 岡谷市 | 1 | 湊湖畔公園 | 街区 | 2・2・1 |
| | 2 | 岡谷湖畔公園 | 総合 | 5・5・2 |
| | 3 | 鳥居平やまびこ公園 | 総合 | 5・5・1 |
| 諏訪市 | 4 | 蓼の海公園 | 総合 | 5・6・1 |
| | 5 | 角間新田公園 | 街区 | 2・2・12 |
| | 6 | 立石公園 | 近隣 | 3・3・3 |
| | 7 | 尾玉公園 | 街区 | 2・2・1 |
| | 8 | 諏訪市湖畔公園 | 総合 | 5・5・2 |
| | 9 | 高島公園 | 近隣 | 3・3・5 |
| | 10 | 上川公園 | 街区 | 2・2・10 |
| | 11 | 諏訪中央公園 | 地区 | 4・4・2 |
| | 12 | 六反公園 | 街区 | 2・2・9 |
| | 13 | 西山公園 | 近隣 | 3・3・4 |
| | 14 | 二反田公園 | 街区 | 2・2・6 |
| | 15 | 栗ノ城公園 | 街区 | 2・2・14 |
| | 16 | 押堀公園 | 街区 | 2・2・7 |
| | 17 | 新井下公園 | 街区 | 2・2・8 |
| | 18 | 豆田公園 | 街区 | 2・2・13 |
| | 19 | 中沖公園 | 街区 | 2・2・11 |
| | 20 | 米田公園 | 街区 | 2・2・3 |
| | 21 | ヒヤ池公園 | 街区 | 2・2・2 |
| | 22 | 高田公園 | 街区 | 2・2・5 |
| | 23 | 中島公園 | 街区 | 2・2・4 |
| | 24 | 沖田公園 | 近隣 | 3・3・6 |

表 4.2.7.3(2) 都市計画公園の指定状況

| 市町名 | 番号 | 名称 | 種別 | 備考 |
|------|----|---------|----|--------|
| 茅野市 | 25 | 中沖公園 | 街区 | 2・2・12 |
| | 26 | 前宮公園 | 近隣 | 3・3・1 |
| | 27 | ばんばの池公園 | 街区 | 2・2・17 |
| | 28 | 浦田公園 | 街区 | 2・2・16 |
| | 29 | 新井公園 | 街区 | 2・2・15 |
| | 30 | 赤田公園 | 街区 | 2・2・8 |
| | 31 | 丁田公園 | 街区 | 2・2・7 |
| | 32 | 大学河原公園 | 街区 | 2・2・11 |
| | 33 | 下河原公園 | 街区 | 2・2・10 |
| | 34 | 中道通公園 | 街区 | 2・2・9 |
| | 35 | 横内南公園 | 街区 | 2・2・13 |
| | 36 | 横内中央公園 | 近隣 | 3・3・5 |
| | 37 | 横内北公園 | 街区 | 2・2・14 |
| | 38 | やすらぎ公園 | 街区 | 2・2・6 |
| | 39 | 上原公園 | 街区 | 2・2・1 |
| | 40 | 葛井公園 | 街区 | 2・2・5 |
| | 41 | 下町公園 | 街区 | 2・2・4 |
| | 42 | 永明寺山公園 | 総合 | 5・6・1 |
| 下諏訪町 | 43 | 赤砂崎公園 | 総合 | 5・4・3 |
| | 44 | 下諏訪公園 | 総合 | 5・4・1 |
| | 45 | 赤砂公園 | 街区 | 2・2・4 |
| | 46 | 一ツ浜第2公園 | 街区 | 2・2・5 |
| | 47 | 四王公園 | 街区 | 2・2・3 |
| | 48 | 泉園 | 街区 | 2・2・1 |
| | 49 | みずべ公園 | 街区 | 2・2・2 |
| | 50 | 向陽台公園 | 街区 | 2・2・6 |
| | 51 | 高浜公園 | 近隣 | 3・3・1 |
| | 52 | いずみ湖公園 | 総合 | 5・5・2 |

出典：「岡谷都市計画図」（平成24年1月 岡谷市）
「諏訪都市計画図」（平成24年2月 諏訪市）
「茅野都市計画図」（平成22年8月 茅野市）
「下諏訪都市計画図」（平成27年7月 下諏訪町）

表 4.2.7.4 都市計画緑地の指定状況

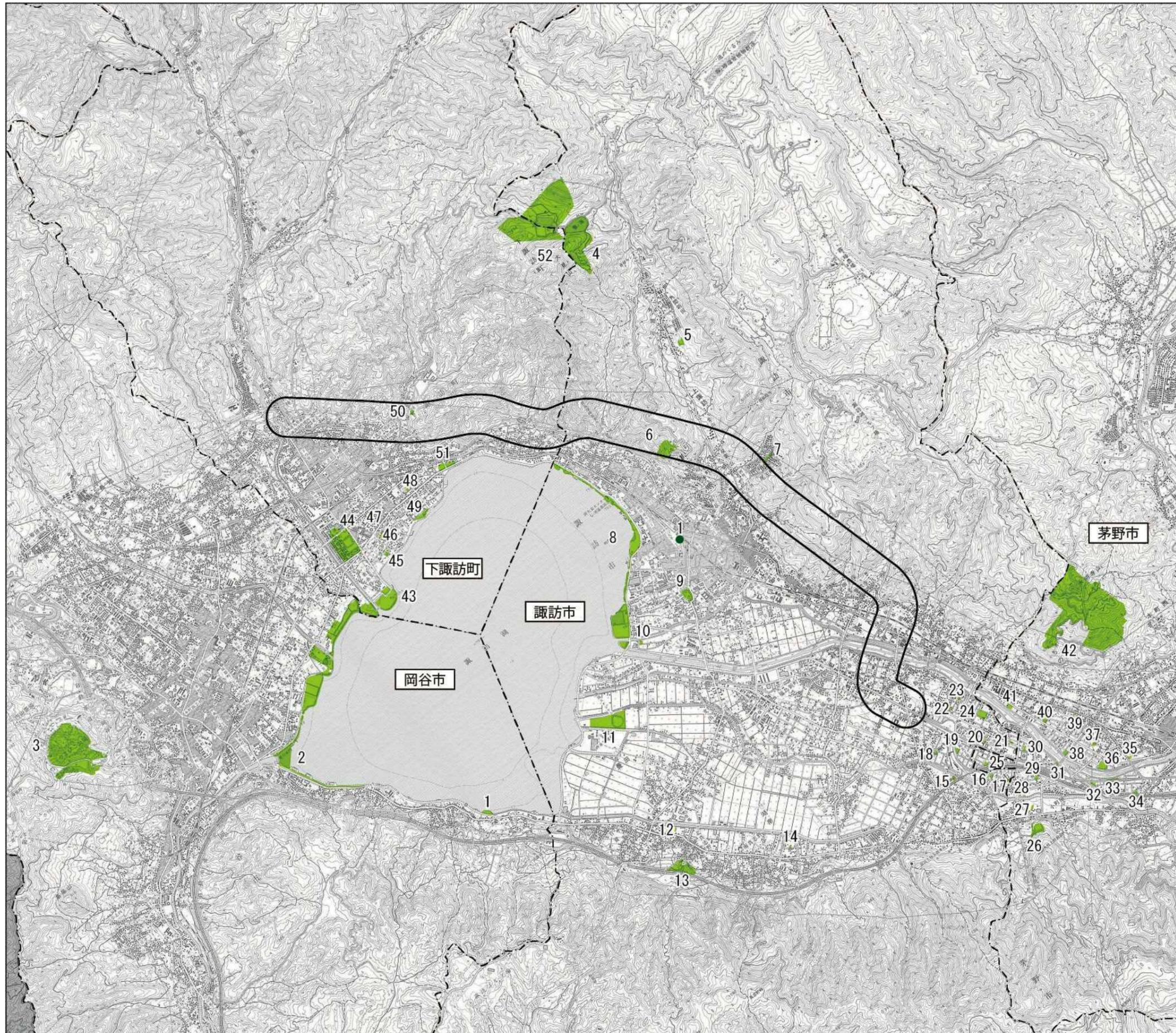
| 市町名 | 番号 | 名称 | 種別 | 備考 |
|-----|----|------|----|----|
| 諏訪市 | 1 | 柳並公園 | 緑地 | 1 |

出典：「諏訪都市計画図」（平成24年2月 諏訪市）

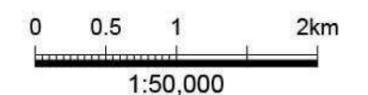
図 4.2.7.3 都市計画公園・緑地位置図

| 記号 | 名称 |
|----|--------|
| ● | 都市計画緑地 |
| ■ | 都市計画公園 |

出典：「岡谷都市計画図」(平成 24 年 1 月 岡谷市)
 「諏訪都市計画図」(平成 24 年 2 月 諏訪市)
 「茅野都市計画図」(平成 22 年 8 月 茅野市)
 「下諏訪都市計画図」(平成 27 年 7 月 下諏訪町)



| 記号 | 名称 |
|-------|----------------|
| ○ | 都市計画対象道路事業実施区域 |
| - - - | 行政界 |
| ■ | 調査対象外 |



16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準及び類型の指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められています。

大気汚染に係る環境基準は表4.2.7.5及び表4.2.7.6に示すとおりであり、通常、人が生活している地域または場所に対して一律に適用されます。また、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域または場所については、適用されません。

表 4.2.7.5 大気の汚染に係る環境基準及び二酸化窒素等に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|-----------------------------|---|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント (O _x) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

注2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。

注4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示74号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 4.2.7.6 有害大気汚染物質(ベンゼン等)による大気の汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|------------|---------------------------------------|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

注2：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正：平成13年4月20日環境庁告示30号)

(2) 水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められています。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は表 4.2.7.7 に示すとおりであり、すべての公共用水域に適用されています。また、生活環境の保全に関する基準は公共用水域ごと（河川、湖沼、海域）に、水域の類型別に定められています。そのうち、河川に係る環境基準は表 4.2.7.8 に、湖沼に係る環境基準は表 4.2.7.10 に示すとおりです。

調査区域における水域の類型指定の状況は表 4.2.7.9 及び表 4.2.7.11 に、位置は図 4.2.7.4 に示すとおりです。

表 4.2.7.7 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 達成期間 | 該当水域 |
|-----------------|---------------|---------------------------|--------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。 | 全公共用水域 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | | |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | | |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | | |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | | |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | | |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | | |
| PCB | 検出されないこと。 | | |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | | |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | | |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 | | |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | | |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 | | |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 | | |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 | | |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 | | |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 | | |
| セレン | 0.01mg/L 以下 | | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 | | |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 | | |
| ほう素 | 1mg/L 以下 | | |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 | | |

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号)

表 4.2.7.8 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目 類型 | 利用目的 の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---------------------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全 A以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL以下 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴 B以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 |
| B | 水道3級 水産2級 C以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 5,000MPN/ 100mL以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級 D以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水2級 農業用水 Eの欄に掲げる もの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2mg/L 以上 | — |

注1：基準値は、日間平均値とする。

注2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注4：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注5：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注6：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注7：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号）

表 4.2.7.9 水域の類型指定の状況（河川）

| 水域 | 該当類型 | 達成期間 |
|-----------------------------|------|------|
| 天竜川（釜口水門から岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで） | B | ロ |
| 宮川（半之木川分派点より上流の宮川及び半之木川） | A | ハ |
| 上川（全域） | A | イ |
| 砥川（全域） | A | イ |
| 横河川（全域） | A | イ |

注：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成27年度の水質、大気及び化学物質測定結果」（平成28年6月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.2.7.10(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 利用目的 の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---|---------------------|-----------------------|------------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的 酸素要求量 (COD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L 以下 | 1mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL以下 |
| A | 水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 |
| B | 水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるも の | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | 15mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| C | 工業用水2級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。 | 2mg/L 以上 | — |

注1：基準値は、日間平均値とする。

注2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注4：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注5：水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注6：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注7：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号）

表 4.2.7.10(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|---|-----------|-------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L以下 | 0.005mg/L以下 |
| II | 水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| III | 水道3級(特殊なもの)及びIV以下の 欄に掲げるもの | 0.4mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| V | 水産3種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |

注1: 基準値は年間平均値とする。

注2: 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

注3: 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注4: 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

注5: 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

注6: 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用

注7: 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正: 平成28年3月30日環境省告示第37号)

表 4.2.7.11 水域の類型指定の状況（湖沼）

| 水域 | 該当類型 | 達成期間 |
|---------|-------|------|
| 諏訪湖(全域) | A(IV) | ハ |

注: 達成期間

イ: 直ちに達成

ロ: 5年以内で可及的速やかに達成

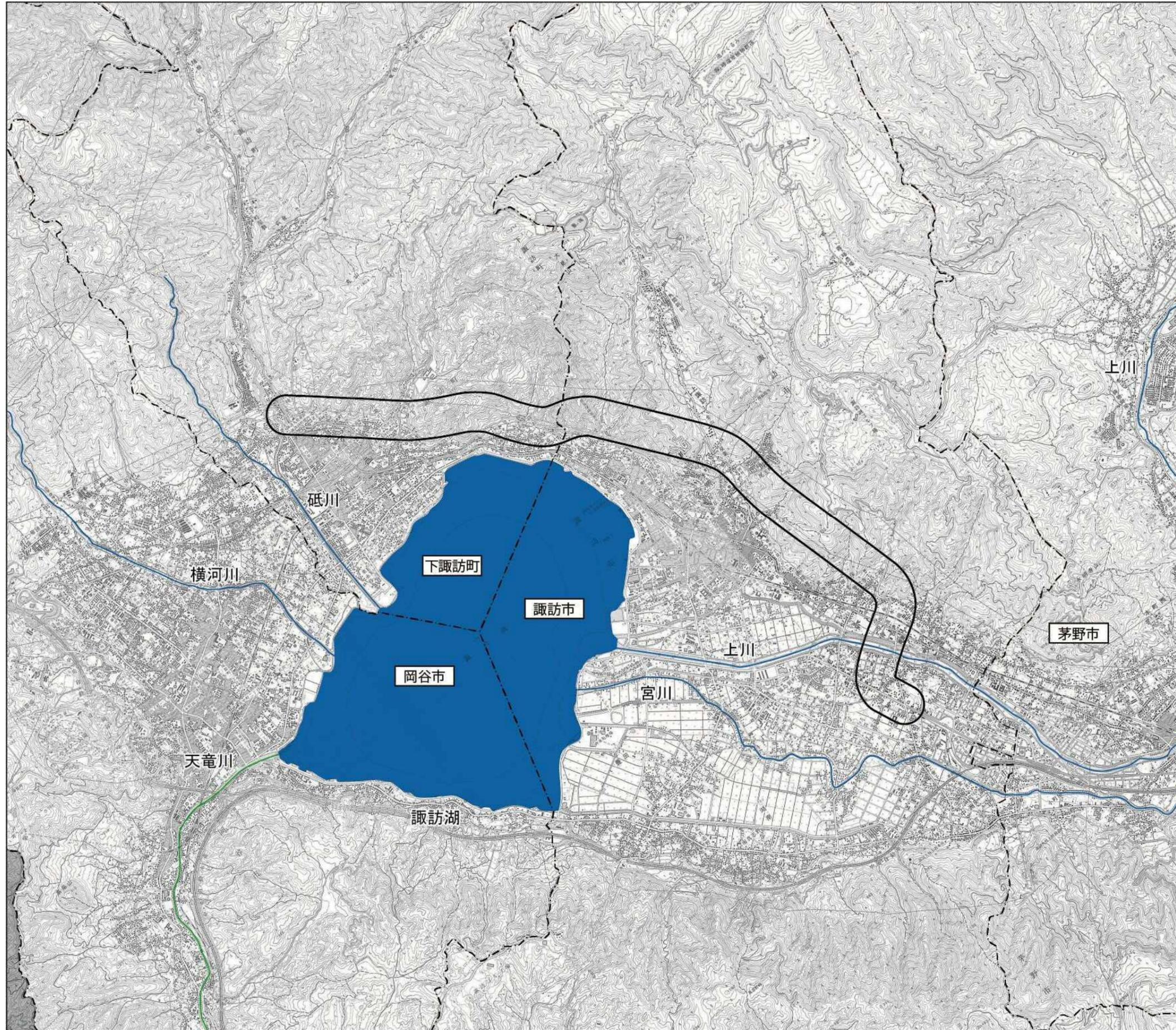
ハ: 5年を越える期間で可及的すみやかに達成

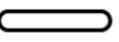
出典: 「平成27年度の水質、大気及び化学物質測定結果」(平成28年6月 長野県環境部水大気環境課)

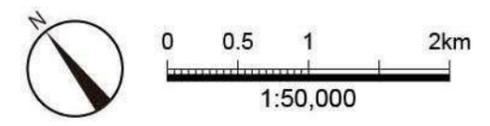
図 4.2.7.4
水質汚濁に係る河川・湖沼の類型指定状況

| 記号 | 名称 |
|---|---------------|
|  | A(IV) 類型 (湖沼) |
|  | A 類型 (河川) |
|  | B 類型 (河川) |

出典：「平成 27 年度 水質、大気及び化学物質測定結果」
(平成 28 年 6 月 長野県環境部水大気環境課)



| 記号 | 名称 |
|---|----------------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |
|  | 行政界 |
|  | 調査対象外 |



(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2.7.12 に示すとおりであり、すべての地下水に対して一律に適用されます。

表 4.2.7.12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|----------------|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| P C B | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環境省告示 127 号)

(4) 土壌汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、土壌汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められています。

土壌汚染に係る環境基準は表4.2.7.13に示すとおりであり、汚染がもつばら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、すべての土壌に対して一律に適用されます。

表 4.2.7.13 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |

注1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

注3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：平成26年3月20日環境省告示44号)

(5) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準が定められています。

騒音に係る環境基準は、表4.2.7.14～表4.2.7.16に示すとおりです。

調査区域における地域のタイプの指定状況は表4.2.7.17に、位置は図4.2.7.5に示すとおりです。

表 4.2.7.14 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | |
|-------|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A及びB | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3：Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4：Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5：Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示54号)

表 4.2.7.15 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示54号）

表 4.2.7.16 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準）

| 基準値 | |
|-----------|-----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注3：幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示54号）

表 4.2.7.17 騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定状況

| 地域類型 | 指定地域 |
|------|--|
| A | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（大字岡谷字蛭殿の一部、字半ノ木の一部、字神長の一部、字神長の一部、字新提、字斧磨沢の一部、字中山の一部、字ヨキトギの一部、字芦ノ沢の一部、字内山の一部）、茅野市（宮川の一部、玉川の一部、金沢の一部、湖東の一部、中大塩の一部） |
| B | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（大字岡谷字西林の一部、大字湊字宮ノ上の一部、大字川岸字大久保の一部、字山之神、字孕久保の一部、字大屋、字余所日向の一部、字本沢、字菅原の一部）、茅野市（第一種住居地域（玉川の一部を除く）、湖東の一部、中大塩の一部） |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、岡谷市（大字岡谷字権現の一部、字柳海途の一部、字長原の一部、字上高沢の一部）、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く）） |

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「騒音に係る環境基準の類型指定状況」

（平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号、最終改正：平成 24 年 3 月 12 日長野県告示第 205 号）

「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 19 日岡谷市告示第 17 号）

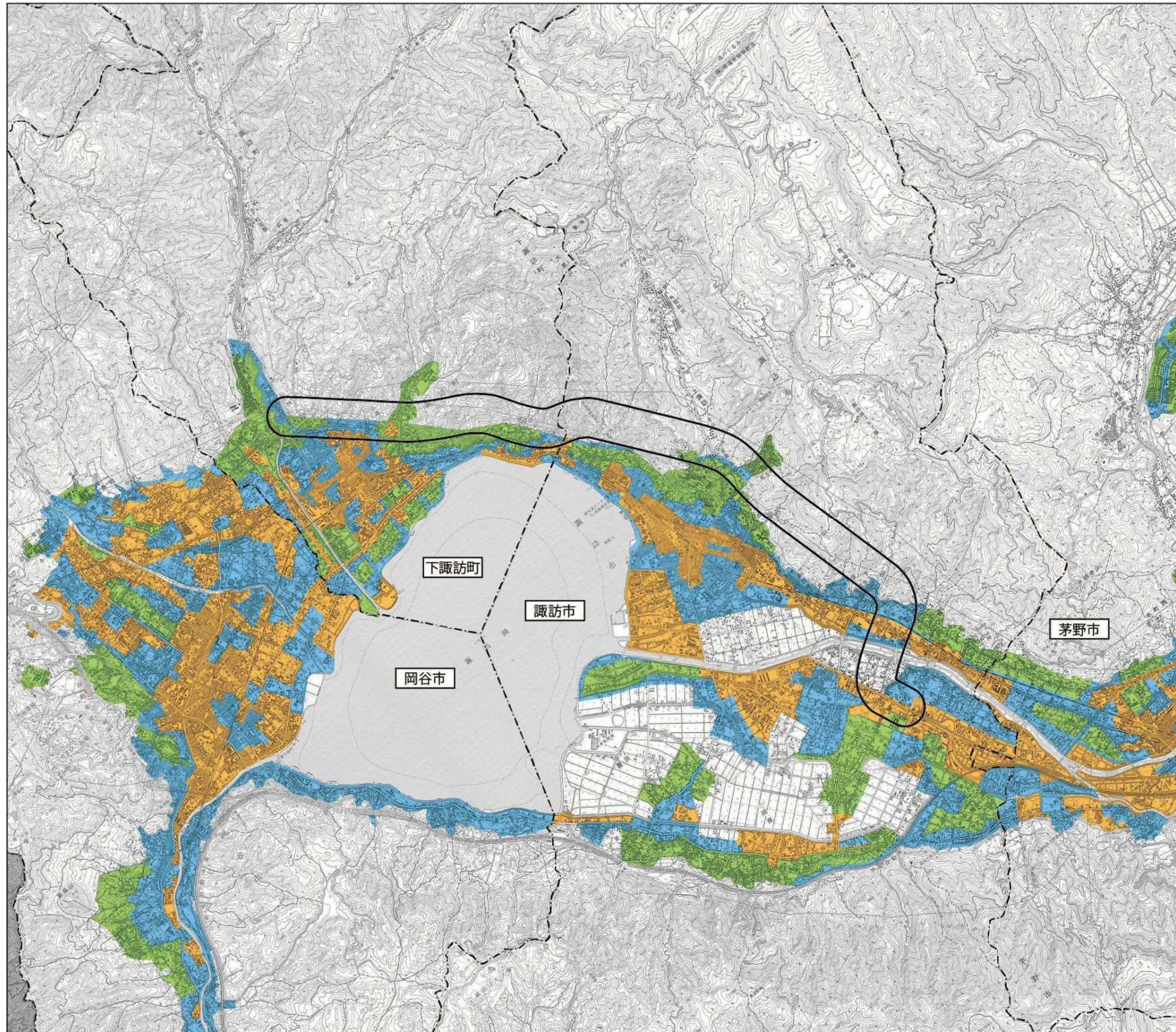
「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 47 号）

「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 115 号）

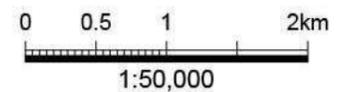
図 4.2.7.5
騒音に係る環境基準の類型指定位置図

| 記号 | 名称 |
|---|-----|
|  | A類型 |
|  | B類型 |
|  | C類型 |

出典：「騒音に係る環境基準の類型指定状況」
 (平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号、
 最終改正：平成 24 年 3 月 12 日長野県告示第 205 号)
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」
 (平成 24 年 3 月 19 日岡谷市告示第 17 号)
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」
 (平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 47 号)
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」
 (平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 115 号)



| 記号 | 名称 |
|---|----------------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |
|  | 行政界 |
|  | 調査対象外 |



17) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況（策定の時期、計画の時期、計画の目標値等）

長野県では、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号）第17条の規定に基づき、公害防止計画を策定し公害の防止に関する施策を実施してきており、その結果、策定対象となる市町数は減少しています。なお、調査区域では、「環境基本法」第17条の規定に基づく公害防止計画は策定されていません。

18) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号）第3条第1項及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）で定める自動車騒音の限度（以下、「要請限度」といいます。）を適用する地域があります。

自動車騒音の限度及び時間の区分の状況は、表4.2.7.18及び表4.2.7.19に示すとおりです。調査区域における騒音規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表4.2.7.20に、位置は図4.2.7.6に示すとおりです。

表 4.2.7.18 自動車騒音に係る要請限度

| 区域の区分 | 要請限度 | |
|---|---------|---------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |
| 備考：a 区域…専ら住居の用に供される区域 b 区域…主として住居の用に供される区域 c 区域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 | | |

注：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

表 4.2.7.19 幹線交通を担う道路に近接する区域の要請限度（特例値）

| 要請限度 | |
|-----------|-----------|
| 昼 間 | 夜 間 |
| 75 デシベル以下 | 70 デシベル以下 |

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

表 4.2.7.20 騒音規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

| 区域 | 指定地域 |
|------|---|
| a 区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（字内山の一部） |
| b 区域 | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 |
| c 区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 |

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」

（昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号）

「騒音規制法に基づく区域の区分」（平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 18 号）

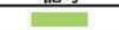
「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 45 号、最終改正：平成 27 年 7 月 31 日諏訪市告示第 100 号）

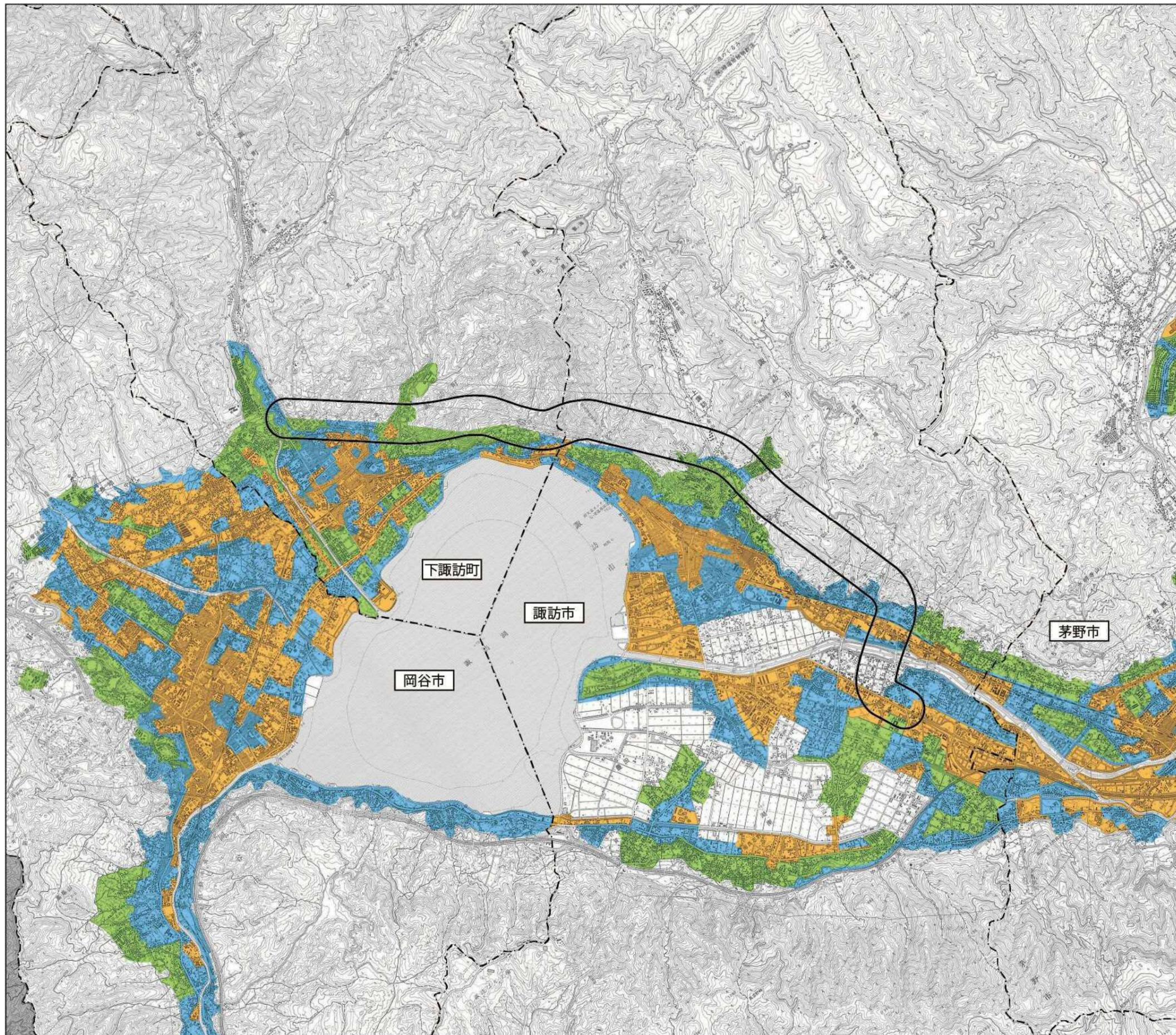
「騒音規制法に基づく区域の区分」

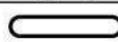
（平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 116 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 124 号）

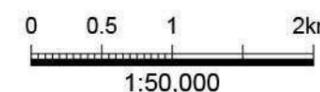
図 4.2.7.6
自動車騒音の限度に係る区域図

| 記号 | 名称 |
|---|------|
|  | a 区域 |
|  | b 区域 |
|  | c 区域 |

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」
 (昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号、
 最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号)
 「騒音規制法に基づく区域の区分」
 (平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 18 号)
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」
 (平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 45 号、
 最終改正：平成 27 年 7 月 31 日諏訪市告示第 100 号)
 「騒音規制法に基づく区域の区分」
 (平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 116 号、
 最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 124 号)



| 記号 | 名称 |
|---|----------------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |
|  | 行政界 |
|  | 調査対象外 |



19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」第3条第1項及び第15条第1項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成12年3月28日環境庁告示第16号）が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準及び時間の区分の状況は、表4.2.7.21に示すとおりです。調査区域における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表4.2.7.22に、位置は図4.2.7.7に示すとおりです。

表 4.2.7.21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び時間の区分の状況

| 区域の区分 | 敷地の境界における騒音の大きさ | 作業できない時間帯 | 1日当たりの作業時間 | 同一場所での作業日数 | 作業できない日 |
|-------|-----------------|-------------------------|---------------|----------------|---------------|
| 第1号区域 | 85dBを 超えないこと | 午後7時から 翌日午前7時 まで | 10時間を 超えない | 連続6日間を 超えない | 日曜日 その他の休日 |
| 第2号区域 | | 午後10時か ら翌日午前6 時まで | 14時間を 超えない | | |

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成12年3月28日環境庁告示第16号）

表 4.2.7.22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

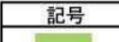
| 区域 | 区域の区分 |
|-------|---|
| 第1号区域 | 第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域） |
| | 第2種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部） |
| 第2号区域 | 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く）） |
| | 第4種区域：工業地域、工業専用地域 |

注1：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

注2：第2号区域のうち、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、「医療法」（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。

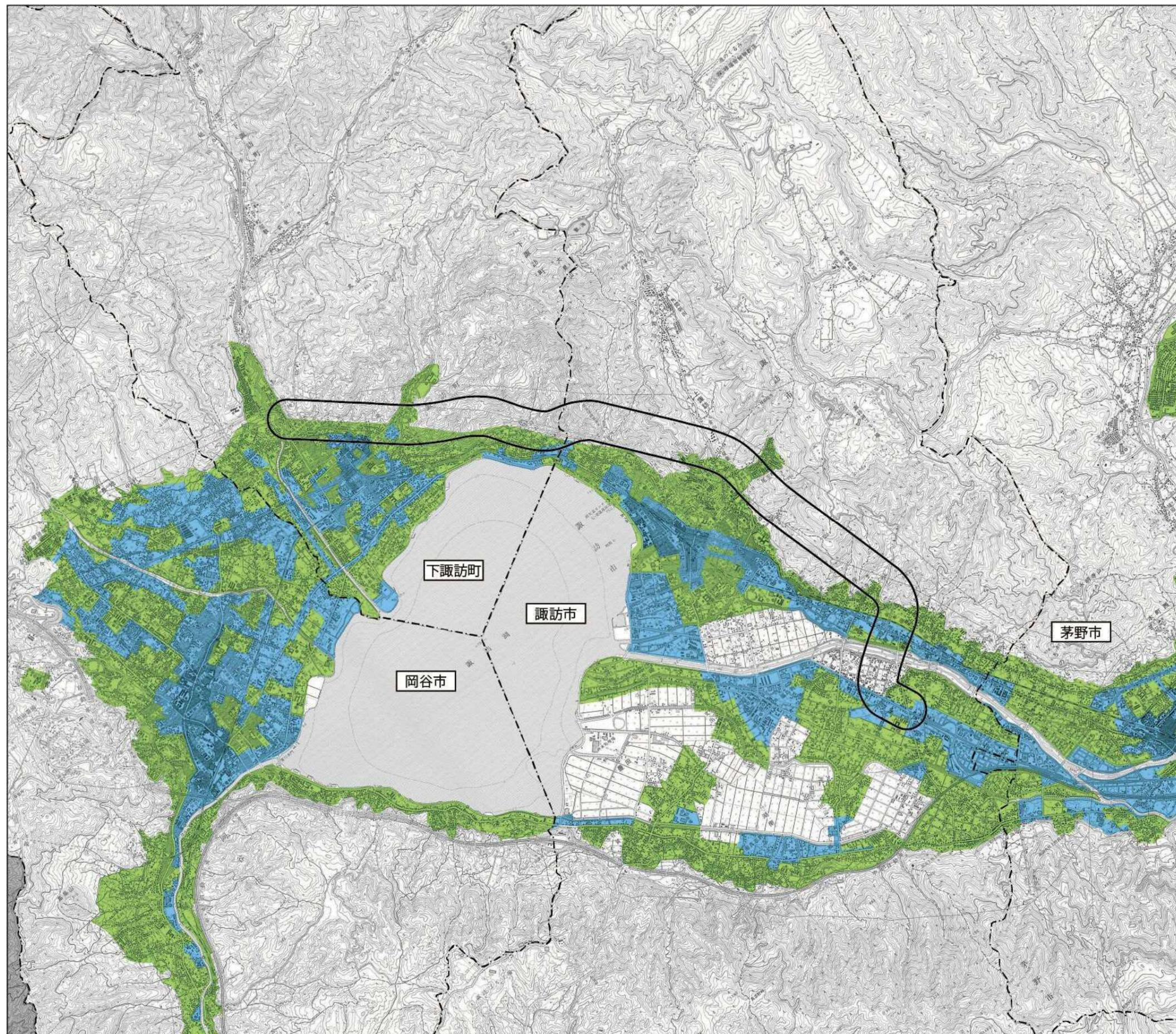
出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日長野県告示第97号、最終改正：平成27年5月25日長野県告示第263号）
「騒音規制法に基づく区域の区分」（平成24年3月30日岡谷市告示第18号）
「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成24年3月30日諏訪市告示第45号、最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第100号）
「騒音規制法に基づく区域の区分」（平成24年3月30日茅野市告示第116号、最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第124号）

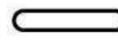
図 4.2.7.7
特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制区域図

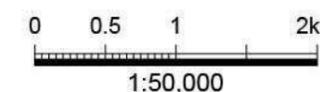
| 記号 | 名称 |
|---|-------|
|  | 第1号区域 |
|  | 第2号区域 |

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」
 (昭和50年2月27日長野県告示第97号、
 最終改正：平成27年5月25日長野県告示第263号)
 「騒音規制法に基づく区域の区分」
 (平成24年3月30日岡谷市告示第18号)
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」
 (平成24年3月30日諏訪市告示第45号、
 最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第100号)
 「騒音規制法に基づく区域の区分」
 (平成24年3月30日茅野市告示第116号、
 最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第124号)

注：第2号区域のうち、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、「医療法」(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」(昭和31年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。



| 記号 | 名称 |
|---|----------------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |
|  | 行政界 |
|  | 調査対象外 |



20) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動に係る限度（以下、「要請限度」といいます。）を適用する地域があります。

道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況は、表 4.2.7.23 に示すとおりです。調査区域における振動規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表 4.2.7.24 に、位置は図 4.2.7.8 に示すとおりです。

表 4.2.7.23 道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|---------|---------|---------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| 第 1 種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 第 2 種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |

注 1：時間の区分は、昼間を午前 7 時から午後 7 時までの間とし、夜間を午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間とする。

注 2：第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域を示す。

注 3：第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域を示す。

出典：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)

表 4.2.7.24 振動規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

| 区域 | 区域の区分 |
|---------|---|
| 第 1 種区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲 50 メートルまでの地域）、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部） |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く）） |

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」

(昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号)

「振動規制法に基づく区域の区分」（平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 19 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

(平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 46 号、最終改正：平成 27 年 7 月 31 日諏訪市告示第 101 号)

「振動規制法に基づく区域の区分」

(平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 117 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 125 号)

21) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業の規制に関する基準を適用する地域があります。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分の状況は、表4.2.7.25に示すとおりです。調査区域における特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表4.2.7.26に、位置は図4.2.7.8に示すとおりです。

表 4.2.7.25 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び時間の区分の状況

| 区域の区分 | 敷地の境界における振動の大きさ | 作業できない時間帯 | 1日当たりの作業時間 | 同一場所での作業日数 | 作業できない日 |
|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|---------------|
| 第1号区域 | 75dBを超えないこと | 午後7時から翌日午前7時まで | 10時間を超えない | 連続6日間を超えない | 日曜日 その他の休日 |
| 第2号区域 | | 午後10時から翌日午前6時まで | 14時間を超えない | | |

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日環境省令第19号）

表 4.2.7.26 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

| 区域 | 区域の区分 |
|-------|---|
| 第1号区域 | 第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域）、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部） |
| 第2号区域 | 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く）） |

注1：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

注2：第2号区域のうち、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、「医療法」（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」

（昭和52年12月26日長野県告示第683号、最終改正：平成27年5月25日長野県告示第264号）

「振動規制法に基づく区域の区分」（平成24年3月30日岡谷市告示第19号）

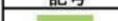
「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成24年3月30日諏訪市告示第46号、最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第101号）

「振動規制法に基づく区域の区分」

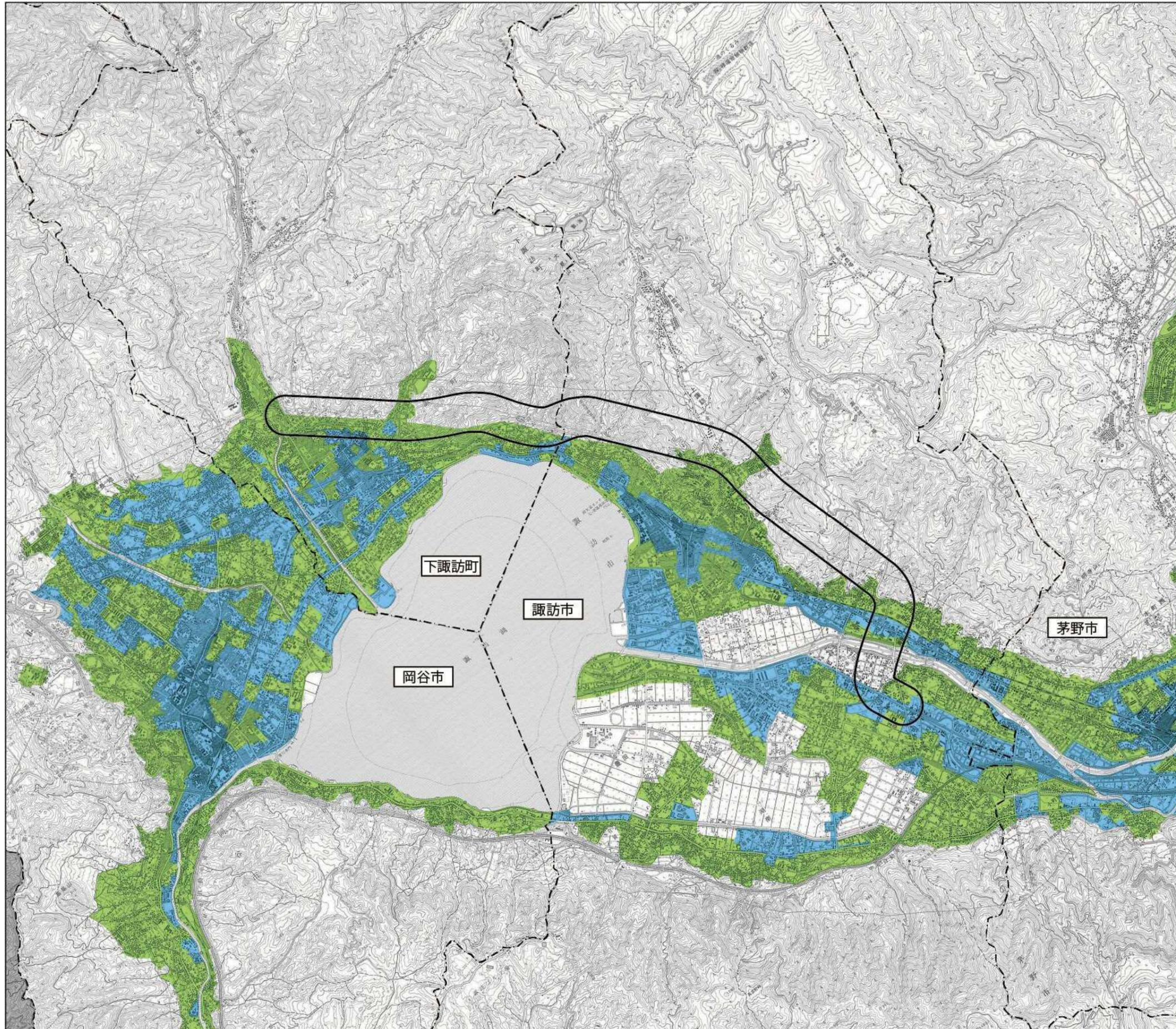
（平成24年3月30日茅野市告示第117号、最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第125号）

図 4.2.7.8
 道路交通振動及び特定建設作業に伴って発生
 する振動の限度に係る区域図

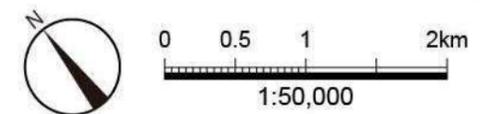
| 記号 | 名称 |
|---|---------------|
|  | 第1種区域 (第1号区域) |
|  | 第2種区域 (第2号区域) |

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」
 (昭和52年12月26日長野県告示第683号、
 最終改正：平成27年5月25日長野県告示第264号)
 「振動規制法に基づく区域の区分」
 (平成24年3月30日岡谷市告示第19号、
 「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」
 (平成24年3月30日諏訪市告示第46号、
 最終改正：平成27年7月31日諏訪市告示第101号)
 「振動規制法に基づく区域の区分」
 (平成24年3月30日茅野市告示第117号、
 最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第125号)

注：第2号区域のうち、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)
 第1条に規定する学校、「児童福祉法」(昭和22年法律第
 164号)第7条に規定する保育所、「医療法」(昭和23年
 法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同
 条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を
 有するもの、「図書館法」(昭和25年法律第118号)第2
 条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」(昭和38年法
 律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
 提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第2
 条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲
 80メートルの区域内は第1号区域となる。



| 記号 | 名称 |
|---|----------------|
|  | 都市計画対象道路事業実施区域 |
|  | 行政界 |
|  | 調査対象外 |



22) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号）によって排水基準（以下「一律基準」といいます。）が定められています。一律基準は表 4.2.7.27 に示すとおりであり、すべての公共用水域に対して一律に適用されます。

調査区域には、「水質汚濁防止法」第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の排水基準に代えて適用する排水基準（以下「上乘せ排水基準」といいます。）が、「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号、最終改正：平成 14 年 10 月 21 日長野県条例第 47 号）第 16 条によって定められています。上乘せ排水基準及び適用水域は、表 4.2.7.28 に示すとおりです。

表 4.2.7.27 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質の排水基準）

| 有害物質の種類 | | 許容限度 |
|---|--|--------------------|
| カドミウム及びその化合物 | | 1Lにつきカドミウム 0.03 mg |
| シアン化合物 | | 1Lにつきシアン 1 mg |
| 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。) | | 1Lにつき 1 mg |
| 鉛及びその化合物 | | 1Lにつき鉛 0.1 mg |
| 六価クロム化合物 | | 1Lにつき六価クロム 0.5 mg |
| 砒素及びその化合物 | | 1Lにつき砒素 0.1 mg |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | | 1Lにつき水銀 0.005 mg |
| アルキル水銀化合物 | | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | | 1Lにつき 0.003 mg |
| トリクロロエチレン | | 1Lにつき 0.1 mg |
| テトラクロロエチレン | | 1Lにつき 0.1 mg |
| ジクロロメタン | | 1Lにつき 0.2 mg |
| 四塩化炭素 | | 1Lにつき 0.02 mg |
| 1,2-ジクロロエタン | | 1Lにつき 0.04 mg |
| 1,1-ジクロロエチレン | | 1Lにつき 1 mg |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | 1Lにつき 0.4 mg |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | 1Lにつき 3 mg |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | 1Lにつき 0.06 mg |
| 1,3-ジクロロプロペン | | 1Lにつき 0.02 mg |
| チウラム | | 1Lにつき 0.06 mg |
| シマジン | | 1Lにつき 0.03 mg |
| チオベンカルブ | | 1Lにつき 0.2 mg |
| ベンゼン | | 1Lにつき 0.1 mg |
| セレン及びその化合物 | | 1Lにつきセレン 0.1 mg |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 1Lにつきほう素 10 mg |
| | 海域に排出されるもの | 1Lにつきほう素 230 mg |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 1Lにつきふっ素 8 mg |
| | 海域に排出されるもの | 1Lにつきふっ素 15 mg |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 | 1Lにつき 100 mg |
| 1,4-ジオキサン | | 1Lにつき 0.5 mg |
| 備考：1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 | | |
| 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 | | |

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成28年6月16日環境省令第15号）

表 4.2.7.27 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（水素イオン濃度その他の排水基準）

| 項目 | | 許容限度 |
|--|--------------------|------------------------------|
| 水素イオン濃度 (水素指数) | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 5.8 以上 8.6 以下 |
| | 海域に排出されるもの | 5.0 以上 9.0 以下 |
| 生物化学的酸素要求量 | | 160 mg/ L (日間平均 120 mg/ L) |
| 化学的酸素要求量 | | 160 mg/ L (日間平均 120 mg/ L) |
| 浮遊物質量 | | 200 mg/ L (日間平均 150 mg/ L) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) | | 5 mg/ L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) | | 30 mg/ L |
| フェノール類含有量 | | 5 mg/ L |
| 銅含有量 | | 3 mg/ L |
| 亜鉛含有量 | | 2 mg/ L |
| 溶解性鉄含有量 | | 10 mg/ L |
| 溶解性マンガン含有量 | | 10 mg/ L |
| クロム含有量 | | 2 mg/ L |
| 大腸菌群数 | | 日間平均 3,000 個/cm ³ |
| 窒素含有量 | | 120 mg/ L (日間平均 60 mg/ L) |
| リン含有量 | | 16 mg/ L (日間平均 8 mg/ L) |
| 備考：1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 | | |
| 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 | | |
| 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 | | |
| 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 | | |
| 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。 | | |
| 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 L につき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。 | | |
| 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。 | | |

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号）

表 4.2.7.28 (1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(有害物質に係る上乗せ排水基準)

| 区分 | 有害物質の種類及び許容限度 | | | | 適用水域 |
|---|---------------|---------|----------|---------------------|---------------|
| | カドミウム及びその化合物 | シアン化合物 | 六価クロム化合物 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | |
| 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を有する工場又は事業場 | 0.05mg/L | 0.5mg/L | 0.3mg/L | 0.003mg/L | 県の区域に属する公共用水域 |

注 1：この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和 54 年 10 月 31 日において既に設置され、又は設置の工事が行われている平均的な排水の量が 500 m³/日未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注 2：この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている平均的な排水の量が 500m³/日未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号、最終改正：平成 14 年 10 月 21 日長野県条例第 47 号）

表 4.2.7.28 (2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準)

| 区分 | 許容限度 | | | | 適用水域 | |
|---|---|--------------|-----------|------------|--------|--|
| | 水素イオン濃度 | 銅 (mg/L) | 亜鉛 (mg/L) | クロム (mg/L) | | |
| 1 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1)豚房施設（豚房の総面積が 250m ² 以上のものに限る。） (2)牛房施設（牛房の総面積が 500 m ² 以上のものに限る。） | 平均的な排水の量 50m ³ /日未満 | 5.8～8.6 | — | — | — | 県の区域に属する公共用水域 |
| 2 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 1 の 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65 又は 66 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 平均的な排水の量 50m ³ /日未満 平均的な排水の量 500m ³ /日以上 | 5.8～8.6 — | 3 2 | 5 3 | 2 1 | |
| 3 施行令別表第 1 の 1、1 の 2、11、12、18 の 2、18 の 3、19、20、21、21 の 2、21 の 3、21 の 4、22、23、23 の 2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51 の 2、51 の 3、54、55、56、57、59、60、63 の 2、64、64 の 2、66 の 2、66 の 3、66 の 4、66 の 5、66 の 6、66 の 7、67、68、68 の 2、69 の 2、69 の 3、70、70 の 2、71、71 の 2、71 の 3、71 の 4、71 の 5、71 の 6、73 又は 74 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 平均的な排水の量 500m ³ /日以上 | — | — | — | 1 | 白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域（東天竜取水堰（左岸上伊那郡辰野町大字平出 1 番口号の 1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢 377 番の 20）から下流の天竜川を除く。） |

注：区分番号 3 に掲げる工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乗せ排水基準については、昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置される工場又は事業場（昭和 48 年 6 月 23 日において既に着工されていたものを除く。）に係る排水について適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号、最終改正：平成 14 年 10 月 21 日長野県条例第 47 号）

表 4.2.7.28 (3) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準)

| 区分 | | 許容限度 | | | | | 適用 水域 | |
|----|--|--------------------------------------|----------|------------------|----------|-------------------------------|----------|---------------|
| | | 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 (mg/L) | | 浮遊物質質量 (mg/L) | | 大腸菌群数 (個/cm ³) | | |
| | | 最大 | 日間 平均 | 最大 | 日間 平均 | 日間 平均 | | |
| 1 | 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 | 平均的な排出水の量 10m ³ /日未満 | 160 | 120 | 200 | 150 | 3,000 | 県の区域に属する公共用水域 |
| | (1)豚房施設(豚房の総面積が250 m ² 以上のものに限る。) | 平均的な排出水の量 10～500m ³ /日 | 160 | 120 | 85 | 70 | 3,000 | |
| | (2)牛房施設(牛房の総面積が500 m ² 以上のものに限る。) | 平均的な排出水の量 500m ³ /日以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |
| 2 | 施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち寒天製造業に係るもの又は同表の10に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち清酒製造業に係るもの | 平均的な排出水の量 10m ³ /日以上 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| 3 | 施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの又は湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域(以下「指定地域」という。)において湖沼法施行令第5条第1号若しくは第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 | 平均的な排出水の量 10～50m ³ /日 | 60 | 40 | 90 | 60 | — | |
| | (1)区分番号1及び2に掲げる工場又は事業場 (2)施行令別表第1の1の2に掲げる特定施設を有する事業場(区分番号1に該当する事業場を除く。) | 平均的な排出水の量 50m ³ /日以上 | 30 | 20 | 50 | 30 | — | |

注1：生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。

注2：「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号)

表 4.2.7.28 (4) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(窒素及び燐に係る上乗せ排水基準：
既設の工場又は事業場)

| 区分 | 許容限度 | | | | | | | | | | | | 適用 水域 | |
|----|---|------|-------------|------|---------------------------------------|------|-------------|------|-----------------------------|------|-------------|------|----------|---|
| | 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上 | | | | | |
| | 窒素 (mg/L) | | 燐 (mg/L) | | 窒素 (mg/L) | | 燐 (mg/L) | | 窒素 (mg/L) | | 燐 (mg/L) | | | |
| | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | | |
| 1 | 施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。) | 30 | 15 | 6 | 3 | 20 | 10 | 5 | 2.5 | 15 | 7.5 | 4 | 2 | 白樺湖、 蓼科湖、 諏訪湖、 野尻湖、 青木湖、 中綱湖及び 木崎並に 並れらる る流入公 共用水域 (窒素上乗 せ排水につ いては、野 尻湖、青木 湖、中綱湖 及び木崎並 に並れらる る流入公共 用水域を除 く。) |
| 2 | 施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの | 30 | 15 | 6 | 3 | 30 | 15 | 6 | 3 | 30 | 15 | 6 | 3 | |
| 3 | 施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 50 | 25 | 6 | 3 | 40 | 20 | 5 | 2.5 | 30 | 15 | 4 | 2 | |
| 4 | 施行令別表第1の66の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場 | 40 | 20 | 6 | 3 | 35 | 17.5 | 5 | 2.5 | 30 | 15 | 4 | 2 | |
| 5 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | |
| 6 | 施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 | 50 | 25 | 6 | 3 | 50 | 25 | 6 | 3 | 50 | 25 | 6 | 3 | |
| 7 | 区分番号1から6までに掲げるもの以外に掲げる特定施設を有する工場又は事業場 | 30 | 15 | 5 | 2.5 | 20 | 10 | 4 | 2 | 15 | 7.5 | 3 | 1.5 | |

注1：「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 注2：「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)をいう。
 注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。)を適用する。
 注4：一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。
 出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号)

表 4.2.7.28 (5) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(窒素及び燐に係る上乗せ排水基準：新設の工場又は事業場)

| 区分 | 許容限度 | | | | | | | | | | | | 適用水域 |
|----|--------------------------------------|----|---------|-----|---------------------------------------|------|---------|-----|-----------------------------|----|---------|-----|--|
| | 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満 | | | | 1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上 | | | | |
| | 窒素(mg/L) | | 燐(mg/L) | | 窒素(mg/L) | | 燐(mg/L) | | 窒素(mg/L) | | 燐(mg/L) | | |
| 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | | |
| 8 | 20 | 10 | 4 | 2 | 15 | 7.5 | 3 | 1.5 | 10 | 5 | 2 | 1 | 白樺湖、 蓼科湖、 諏訪湖、 野尻湖、 青木湖、 中綱湖及び 木崎湖並び にこれらに 流入する公 共用水域に あつては平 成6年7月1 日以降にお いて新たに 設置される 工場又は事 業場(同日 の前日にお いて既に着 工されていた ものを除く。) をいう。 |
| 9 | 20 | 1 | 4 | 2 | 20 | 10 | 4 | 2 | 20 | 10 | 4 | 2 | |
| 10 | 40 | 20 | 4 | 2 | 30 | 15 | 3 | 1.5 | 20 | 10 | 2 | 1 | |
| 11 | 30 | 15 | 5 | 2.5 | 25 | 12.5 | 4 | 2 | 20 | 10 | 3 | 1.5 | |
| 12 | 30 | 15 | 3 | 1.5 | 30 | 15 | 3 | 1.5 | 30 | 15 | 3 | 1.5 | |
| 13 | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | 40 | 20 | 4 | 2 | |
| 14 | 20 | 10 | 4 | 2 | 15 | 7.5 | 3 | 1.5 | 10 | 5 | 2 | 1 | |

注1：「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 注2：「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年10月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)をいう。
 注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。)を適用する。
 注4：一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。
 出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成14年10月21日長野県条例第47号)

23) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号）第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域はありません。

24) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 27 年 10 月 2 日法律第 78 号）第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域はありません。

25) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 27 年 10 月 2 日法律第 78 号）第 12 条の 7 の規定により指定された自然海浜保全地区はありません。

26) 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項により規定された指定湖沼及び同条第二項により規定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律 61 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項により規定された指定湖沼として、諏訪湖があります。指定の状況は、表 4.2.7.29 に示すとおりです。また、同条第 2 項により規定された指定地域が、岡谷市、諏訪市及び下諏訪町の区域で定められています。

なお、諏訪湖においては、「諏訪湖に係る第 6 期湖沼水質保全計画」（長野県、平成 25 年 3 月）が策定されています。その中では、表 4.2.7.30 に示すとおり、平成 28 年度に達成すべき水質目標値が設定されています。「諏訪湖に係る第 6 期湖沼水質保全計画」では、「これまでの取組により、近年アオコの発生が減少し、全磷は環境基準を下回り、COD（化学的酸素要求量）についても第 5 期計画の水質目標値を達成するなど、諏訪湖の水質は着実に改善しています」と報告されています。

表 4.2.7.29 湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 1 項の規定により指定された湖沼

| 区分 | 指定湖沼の名称及び位置 | 備考 |
|----|-------------------|---|
| 湖沼 | 諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町 | 水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。 |

出典：「湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域」（昭和 60 年 12 月 16 日総理府告示 43 号、最終改正：平成 6 年 10 月 18 日総理府告示 32 号）

表 4.2.7.30 水質目標値

| 項目 | | 第 5 期計画期間の 平均値 | 第 6 期計画の目標値 | 環境基準 |
|-------------------|-----------------|-------------------|-------------|-------|
| COD (化学的酸素要求量) | 年平均値 (mg/ L) | 4.7 | 4.5 | — |
| | 75%値 (mg/ L) | 5.7 | 4.8 | 3.0 |
| 全窒素 | 年平均値 (mg/ L) | 0.76 | 0.65 | 0.60 |
| 全磷(りん) | 年平均値 (mg/ L) | 0.043 | 現状水準の維持・向上 | 0.050 |

出典：「諏訪湖に係る第 6 期湖沼水質保全計画」（平成 25 年 3 月 長野県）

27) 排水基準を定める省令別表第二の備考6に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成28年6月16日環境省令第15号）別表第2の備考6の規定により指定された湖沼として諏訪湖があります。

指定内容は、表4.2.7.31に示すとおりです。

表 4.2.7.31 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

| 区分 | 指定湖沼の名称及び位置 | 指定内容 | 備考 |
|----|----------------------|---------------------|---|
| 湖沼 | 諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町 | 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼 | 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 |

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号）

28) 排水基準を定める省令別表第二の備考7に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成28年6月16日環境省令第15号）別表第2の備考7の規定により指定された湖沼として諏訪湖があります。

指定内容は、表4.2.7.32に示すとおりです。

表 4.2.7.32 磷含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

| 区分 | 指定湖沼の名称及び位置 | 指定内容 | 備考 |
|----|----------------------|------------------------|---|
| 湖沼 | 諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町 | 磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼 | 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 |

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号）

29) 工業用水法第三条に基づく指定地域

調査区域には、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）第3条に基づく指定地域はありません。

30) **建築用地下水の採取の規制に関する法律第三条第一項の規定により指定された規制地域**

調査区域には、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された規制地域はありません。

31) **「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等**

調査区域には、「地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域はありません。

また、調査区域には、自治体ごとに地下水採取規制に関する条例等が定められています。

諏訪市では、「諏訪市自然環境保護条例」（昭和 49 年 3 月 30 日諏訪市条例第 17 号、最終改正：平成 12 年 3 月 28 日諏訪市条例第 1 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「自然環境保護調整地区」が指定されており、その中での地下水を取水するための掘さく等について規制を設けています。調査区域における自然環境保護調整地区の位置は、図 4.2.7.9 に示すとおりです。

その他の関係市町においては、岡谷市では、「岡谷市公害防止条例」（昭和 47 年 4 月 1 日岡谷市条例第 5 号、最終改正：平成 6 年 6 月 30 日岡谷市条例第 11 号）、茅野市では、「茅野市生活環境保全条例」（昭和 48 年 5 月 16 日茅野市条例第 20 号、最終改正：平成 22 年 3 月 30 日茅野市条例第 9 号）及び「茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱」（平成 2 年 4 月 21 日茅野市告示第 37 号、最終改正：平成 18 年 11 月 30 日茅野市告示 226 号）、下諏訪町では、「下諏訪町地下水利用指導要綱」（昭和 55 年 6 月 3 日下諏訪町要綱第 8 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日下諏訪町要綱第 2 号）がそれぞれの市町全域を対象として定められており、地下水の採取による井戸の湧水防止や地盤沈下の防止に努めることなどが記載されています。

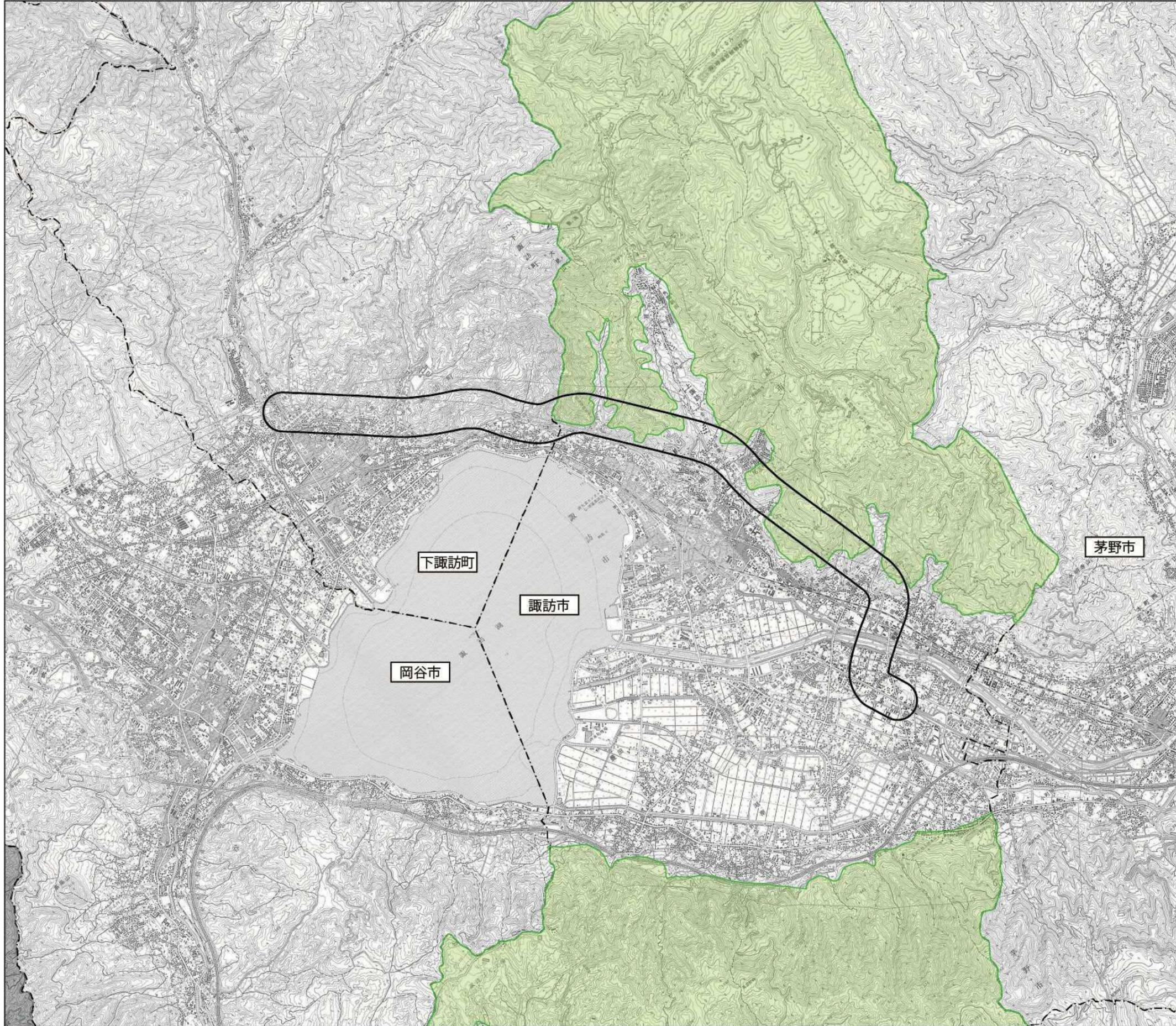
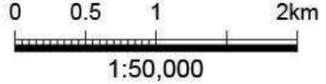


図 4.2.7.9
地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域図

| 記号 | 名称 |
|----|------------|
| | 自然環境保護調整地区 |

出典：「自然環境保護調整地区図」（平成12年3月 諏訪市）

| 記号 | 名称 |
|----|----------------|
| | 都市計画対象道路事業実施区域 |
| | 行政界 |
| | 調査対象外 |



32) 土壤汚染対策法第六条第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 51 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、要措置区域が指定されています。要措置区域の指定状況は、「4.1 自然的状況 4.1.3 土壤及び地盤の状況 1) 土壤の状況」に示すとおりです。

33) ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準並びに第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

(1) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 4.2.7.33 に示すとおりです。

表 4.2.7.33 ダイオキシン類に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|---|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質（水底の底質を除く。） | 1pg-TEQ/L以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壤 | 1,000pg-TEQ/g以下 |
| 備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には必要な調査を実施することとする。 | |

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）

(2) ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定状況

調査地区には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

34) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 27 年 7 月 17 日法律第 58 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域があります。指定区域の指定状況は、「4.2 社会的状況 4.2.2 土地利用の状況 3) 有害物質に係る土地利用の状況」に示すとおりです。

35) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

36) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林はありません。

37) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

関係市町では、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、関係市町全てで緑の基本計画が策定されています。

岡谷市では、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで、緑全般についての課題や問題に対し、行政・事業者・市民が一体となって総意工夫し、緑豊かなまちを形成していくため、「岡谷市緑の基本計画」を平成 13 年 3 月に策定しています。本計画では、市民が誇りに感じ、いつまでも住み続けたい、また、本市を訪れた人にとって印象に残るような質の高い緑につつまれた岡谷市をつくることを目指して、3 つの基本理念と 4 つの基本方針を定め、基本方針ごとにそれぞれの施策を設定しています。また、緑の将来像を実現するため、計画の目標水準を設定しています。

諏訪市では、緑の持つ多様な機能を活かして、緑豊かな街を生み出せるよう、緑に係わる様々な人々が相互に協力できる総合的な緑の計画が必要であるとして、「諏訪市緑の基本計画」を平成 10 年 3 月に策定しています。本計画では、背後に山並みを控え公園と並木が整備された諏訪湖畔に代表されるような、緑との調和した水面にひきたつ美しいまち、人々にうるおいとやすらぎを与える快適な環境を目

指し、緑の将来像（緑が育むやさしいまち、湖畔に映えるまち・諏訪）とその将来像を実現するための3つの基本理念と5つの基本方針を定め、基本方針ごとに主な施策を設定しています。

茅野市では、茅野市総合計画、茅野市都市計画マスタープラン等を上位計画とし、茅野市緑のマスタープラン、茅野市環境基本計画、茅野市景観形成基本計画等と整合を図り、これらの計画を緑の保全や緑化推進の側面から支えるとして、「茅野市緑の基本計画」を平成13年3月に策定しています。本計画では、八ヶ岳の優れた自然を市の象徴とし、市民・事業者・滞在者・市がそれぞれの役割を果たしながら緑の保全と緑化の推進に取り組むことを目指して、緑の将来像（八ヶ岳の自然と共に育つ緑ゆたかな高原都市）とその将来像を実現するための5つの基本方針を柱として、基本方針ごとに主な施策を設定しています。

下諏訪町では、町民・事業者・行政の協働による緑豊かなまちづくりをさらに推し進めるため、都市計画マスタープランと同様、平成32年度を目標年次として、緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「下諏訪町緑の基本計画」を平成23年3月に策定しています。本計画では、第6次総合計画に将来像として掲げる『誰もが「住んでみたい、住み続けたい、住んで良かった」と言える町、“小さくてもきらりと光る美しいまち”』を実現するため、貴重な歴史、文化、自然、伝統を受け継ぎながら、下諏訪町の緑を次の世代へと継承・発展していくことを目指し、緑の将来像（水・緑・歴史を未来へつなぐまち 下諏訪）とその将来像を実現するための4つの施策方針を柱として、施策方針ごとに主な施策を設定しています。

38) **明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区**

調査区域には、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年5月26日法律第60号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号）第3条第1項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区はありません。

39) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画
（「景観計画」）

長野県では、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号）第 8 条第 1 項に基づき、「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日）を策定し、景観行政団体である市町村の区域を除く県全体を景観計画区域としています。関係市町では、諏訪市が平成 21 年 10 月に、茅野市が平成 22 年 4 月に、下諏訪町が平成 24 年 4 月に、景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市町全域を景観計画区域としています。なお、岡谷市については、景観行政団体への移行を目指し、その礎とする為の「岡谷市景観形成基本計画」を平成 27 年 2 月に策定しています。

長野県、諏訪市、茅野市、下諏訪町が策定した、景観法に基づく景観計画の概要については、以下に示すとおりです。

(1) 長野県景観育成計画

長野県では、「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日 長野県）において、景観計画区域を景観行政団体である市町村の区域を除く県全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域は、土地利用の状況と自然条件により都市地域、沿道地域、田園地域及び山地・高原地域の 4 つの類型に区分し、それぞれ良好な景観を育成するための行為の制限の基準（景観育成基準）を定めています。更に、景観育成重点地域（特に重点的に景観の育成を図る地域）と景観育成特定地区（地区の特性を生かした景観の育成を積極的に図る地域）を指定しています。平成 28 年 10 月現在、景観育成重点地域は 4 地域、景観育成特定地区は指定がない状況です。

調査区域では、景観計画区域として岡谷市全域が指定されています。なお、景観育成重点地域はありません。景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(1)に、主な類型の景観育成基準は表 4.2.7.35 に示すとおりです。

(2) 諏訪市景観計画

諏訪市では、「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）において、景観計画区域を市全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、本市の景観の基盤や骨格となる要素として、面的な 6 つの「景観地域」、線的な 4 つの「景観軸」、点的な 4 つの「景観拠点」を設定して、構造別の基本方針、景観づくり基準を定めています。また、本市の特性が明確に現れ、良好な景観を形成する上で重要な景観資源のある地区であり、先導的に景観づくりを進めることで、他の地区への波及効果も見込める可能性や緊急性を備えた具体的な場所等から重点的に整備を図る地区を、景観重点整備地区として選定しています。調査区域では、景観重点整備地区として「上諏訪駅周辺地区」、「諏訪湖畔地区」、「諏訪大社上社周辺地区」が選定されており、地区別に基本方針、景観づくり基準を定めています。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(2)に、景観計画区域（山林・高原、田園・

農地、市街地・集落) などの景観形成基準及び景観重点区域(上諏訪駅周辺地区、諏訪湖畔地区、諏訪大社上社周辺地区) などの景観形成基準は表 4.2.7.36 に、調査区域における景観重点整備地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

(3) 茅野市景観計画

茅野市では、平成 13 年に策定した「茅野市景観形成基本計画」(平成 13 年 3 月 茅野市) に基づき景観づくりが進められ、平成 22 年に、景観法に基づく「茅野市景観計画」(平成 22 年 3 月、最終改訂:平成 27 年 4 月 茅野市) が策定されています。

本計画において、景観計画区域を市全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、地域の景観特性に応じた「市街地」「農村集落」「森林山地」に区分し、さらに「市街地」については「商業系地域」「工業系地域」「住居系地域」に区分しており、地域区別に基本方針、景観づくり基準を定めています。また、良好な景観づくりのための取り組みとして、景観づくり重点地区の指定等を行っていくこととしています。調査区域では、景観づくり重点地区の指定はありませんが、「茅野市景観形成基本計画」において景観形成重点地区として指定される区域景観、沿道景観があります。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(3)に、景観計画区域(市街地、農村集落・森林山地) などの景観づくり基準は表 4.2.7.37 に、調査区域における景観形成重点地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

(4) 下諏訪町景観計画

下諏訪町では、「下諏訪町景観計画」(平成 24 年 8 月 下諏訪町) において、景観計画区域を町全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、一般地区を「里地住宅地区」「街なか住宅地区」「新規住宅地区」「春宮及び沿道地区」「甲州道中地区」「街なか商業地区」「沿道商業業務地区」「主要工業地区」「山地・里山地区」に区分しており、地域区別に景観形成方針、景観形成指針・景観形成基準を定めています。また、調査区域では、景観形成重点地区として「下諏訪宿景観形成重点地区」が選定されており、より景観に配慮した景観形成方針、景観形成指針・景観形成基準を定めています。なお、町民共有の財産としての市街地及び周辺地区からの諏訪湖への眺望の保全のために、眺望景観保全地区として「諏訪湖岸眺望景観保全地区」「県道岡谷下諏訪線沿道眺望景観保全地区」「市街地眺望景観保全地区」を定め、建築物の高さの基準を定めています。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(4)に、一般地区と景観形成重点地区の景観形成基準及び眺望景観保全地区における建築物の高さの基準は表 4.2.7.38 に、調査区域における景観形成重点地区及び眺望景観保全地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

表 4.2.7.34(1) 届出を要する行為の種類及び規模（長野県）

| 届出対象行為 | 届出対象規模 | |
|--|---|--|
| | 一般地域 | 景観育成重点地域 |
| (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 | 高さ 13m を超えるもの 又は建築面積 1,000m ² を超えるもの | 高さ 13m を超えるもの 又は床面積 20m ² を超えるもの |
| (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 変更に係る面積が 400m ² を超えるもの | 変更に係る面積が 25m ² を超えるもの |
| (3) プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類（注 1）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。） | 高さ 13m を超えるもの 又は築造面積 1,000m ² を超えるもの | 高さ 13m を超えるもの 又は築造面積 20m ² を超えるもの |
| (4) 電気供給施設等（注 2）の建設等 | 高さ 20m を超えるもの | 高さ 8m を超えるもの |
| (5) 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの。）の建設等（注 3） | 太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000m ² を超えるもの | 太陽電池モジュールの築造面積の合計 20m ² を超えるもの |
| (6) (3) 及び (4) 以外の工作物の建設等 | 高さ 13m を超えるもの | 高さ 5m を超えるもの |
| (7) 土石の採取又は鉱物の掘採 | 面積 3,000m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの | 面積 300m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの |
| (8) 土地の形質の変更（注 4） （土石の採取又は鉱物の掘採を除く） | 面積 3,000m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの | 面積 300m ² を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの |
| (9) 屋外における物件の堆積 | 堆積の高さ 3m 又は面積 1,000m ² を超えるもの | 堆積の高さ 3m 又は面積 100m ² を超えるもの |
| (10) (1) から (5) までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠（注 5） | 面積 25m ² を超えるもの | 面積 3m ² を超えるもの |

注 1：プラント類_コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

注 2：電気供給施設等電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

注 3：建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に該当します。

注 4：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

注 5：公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日 長野県）

表 4.2.7.34(2) 届出を要する行為の種類及び規模（諏訪市）

| 届出対象行為 | | 届出対象規模 | |
|---|-------------------------|--|---|
| | | 一般地区 | 景観重点整備地区 |
| (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 | | 当該行為に係る部分の高さが 13m を超えるもの、又は当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が 1,000 m ² を超えるもの | 建築確認申請を要するもの |
| (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | | 当該変更に係る部分の面積の合計が 400 m ² を超えるもの | 変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの、又は屋根・壁面の各 2 分の 1 を超えるもの |
| (3) 工作物（プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」） | | 当該行為に係る高さ 13m を超えるもの、又は築造面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの | 建築確認申請を要するもの |
| (4) 電気供給施設等の建設等 | | 当該行為に係る高さ 20m を超えるもの | 高さ 8m を超えるもの |
| (5) (3) (4) 以外の工作物の建設等 | ア 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの | 当該行為に係る部分の高さが 3m を超え、かつ長さが 30m を超えるもの | 当該行為に係る部分の高さが 1.5m を超えるもの |
| | イ 屋外広告物その他これらに類するものの建設等 | 当該行為に係る部分の高さが 4m を超えるもの、又は、当該行為の表示面積が 25 m ² （当該行為に係る部分の位置の高さが 13m を超えている場合は 15 m ² ）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが 13m を超えるもの | 当該行為に係る部分の高さが 3m を超えるもの、又は、当該行為の表示面積が 10 m ² （当該行為に係る部分の位置の高さが 8m を超えている場合は 5 m ² ）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが 8m を超えるもの |
| | ウ ア及びイに掲げる工作物以外の工作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが 13m を超えるもの | 建築確認申請を要するもの |
| (6) 開発行為 | | 当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの、又は生じる法面・擁壁の高さが 3m かつ長さが 30m を超えるもの | 当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの、又は生ずる法面・擁壁の高さが 1.5m かつ長さが 30m を超えるもの |
| (7) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | 当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの、又は生じる法面の高さが 3m かつ長さが 30m を超えるもの | 当該行為に係る土地の面積が 300 m ² を超えるもの、又は生ずる法面の高さが 1.5m かつ長さが 30m を超えるもの |
| (8) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | 当該行為に係る部分の高さが 3m を超えるもの、又は、その用に供される土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの | 当該行為に係る部分の高さが 1.5m を超えるもの、又はその用に供される土地の面積が 100 m ² を超えるもの |

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.34(3) 届出を要する行為の種類及び規模（茅野市）

| 届出対象行為 | | 届出対象規模 | | |
|---------------------------------|---|---|---|---|
| | | 市街地 | 農村集落・森林山地 | |
| 建築物の建築等 (法第 16 条第 1 項第 1 号) | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転 | ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条に規定する建築確認申請を要する建築物 | | |
| | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による面積が 25m ² を超えるもの | | |
| 工作物の建設等 (法第 16 条第 1 項第 2 号) | 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 煙突 鉄柱・木柱等 遊技施設類 高架水槽類 | ・高さが 13m を超えるもの | ・高さが 5m を超えるもの |
| | | 電気供給等施設 | ・高さが 20m を超えるもの | ・高さが 8m を超えるもの |
| | | 広告塔・広告板類 | ・高さが 13m 又は表示面積が 25m ² を超えるもの | ・高さが 5m 又は表示面積が 3m ² を超えるもの |
| | | プラント類 自動車車庫 飼料等貯蔵施設 石油等貯蔵施設 処理施設類 | ・高さが 13m 又は築造面積が 500m ² を超えるもの | ・当該行為に係わる部分の築造面積が 20m ² を超えるもの |
| 開発行為 (法第 16 条第 1 項第 3 号) | ・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為（土地の形質変更） | ・面積が 3,000m ² 又は生じる法面・擁壁の高さが 3.0m かつ長さが 30m を超えるもの | ・面積が 300m ² 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの | |
| 条例で定める行為 (法第 16 条第 1 項第 4 号) | ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 | ・面積が 3,000m ² 又は生じる法面・擁壁の高さが 3.0m かつ長さが 30m を超えるもの | ・面積が 300m ² 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの | |
| | ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ・高さが 3m 又は集積・貯蔵面積が 1000m ² を超えるもの | ・高さが 3m 又は集積・貯蔵面積が 100m ² を超えるもの | |
| | ・建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠） | ・表示面積が 25m ² を超えるもの | ・表示面積が 3m ² を超えるもの | |

出典：「茅野市景観計画」（平成 22 年 3 月、最終改訂：平成 27 年 4 月 茅野市）

表 4.2.7.34(4) 届出を要する行為の種類及び規模（下諏訪町）

| 届出対象行為 | | 届出対象規模 | | |
|---|---|---|---|--|
| | | 一般地区 | 景観形成重点地区 | 特定大規模行為 |
| 建築物の建築等（法第16条第1項第1号） | 建築物の新築、増築、改築、移転 | <ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの 当該行為に係る部分の建築面積が1,000m²を超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請を要するもの | 建築物・工作物の新築・増築で、高さ20mを超えるものは、届出と同時に、建築物等の概要の公開が必要。 場合により、近隣住民関係者への説明会を開催。 |
| | 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更 | <ul style="list-style-type: none"> 変更に係る部分の面積が400m²を超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 変更に係る部分の面積が25m²を超えるもの | |
| 工作物の建設等（法第16条第1項第2号） | 工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更 | プラント類 ^(注3) 自動車車庫 貯蔵施設類 ^(注4) 処理施設類 ^(注5) | <ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの 当該行為に係る部分の築造面積が1,000m²を超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの 当該行為に係る部分の築造面積が20m²を超えるもの |
| | | 電気供給施設等 ^(注6) | <ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の高さが20mを超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の高さが8mを超えるもの |
| | | 上記以外の工作物（煙突、柱類、広告塔、高架水槽ほか） | <ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの |
| 建築物・工作物の外観における公衆の関心を惹くための形態または色彩、その他の意匠（法第16条第1項第1号及び第2号） | | <ul style="list-style-type: none"> 表示面積が25m²を超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 表示面積が3m²を超えるもの | |
| 開発行為（法第16条第1項第3号） | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為（土地の形質変更） | <ul style="list-style-type: none"> 面積が1,000m²を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 面積が300m²を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの | |
| 条例で定める行為（法第16条第1項第4号） | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 | <ul style="list-style-type: none"> 面積が3,000m²を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 面積が300m²を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの | |
| | 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> 堆積の高さ3mまたは面積が1,000m²を超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> 堆積の高さ1.5mまたは面積が100m²を超えるもの | |

注1：法第16条第5項に基づき、国・地方公共団体が行う行為は除外

注2：法第16条第7項第7号に基づき、国立公園（本町では八ヶ岳中信高原国立公園が該当）で許可を受けて行う行為は除外

注3：プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類するもの

注4：貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

注5：処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設

注6：電気供給施設等：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

出典：「下諏訪町景観計画」（平成24年8月 下諏訪町）

表 4.2.7.35 景観育成基準（概要）（長野県）

| 地域区分 | | 都市地域 | 沿道地域 | 田園地域 | 山地・高原地域 |
|---------|-----------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 建築物・工作物 | 道路後退 | できるだけ後退 | できるだけ後退 (5m以上後退に努める) | できるだけ後退 | できるだけ後退 (10m以上後退に努める) |
| | 隣地後退 | 隣地と協力してまとまった空間 | できるだけ離し、ゆとりある空間 | | |
| | その他 | 敷地内の樹林や水辺等がある場合、これを生かせる配置 | | | |
| | | 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しない配置 | | | |
| | 規模 | まち並みとしての連続性に配慮 | 高層の場合には、空地確保 | 規模・高さは、極力抑える | 原則として、周辺の樹木の高さ以内 |
| | 形態・意匠 | 周辺の建築物等との調和 | 背景のスカイライン及び建築物との調和 | 背景のスカイライン及び田園の広がりとの調和 | 周辺の山並みとの調和 |
| 色彩等 | 周辺の建築物等との調和した色彩 | 周囲の景観及び建築物等との調和した色彩 | 周辺の田園及び集落の景観との調和した色彩 | 周辺の自然景観との調和した色彩 | |
| 土地 | 形状、修景、緑化等 | 周辺の景観との調和 | | | |

出典：「長野県景観育成計画」（公表：平成17年12月22日、発効：平成18年4月1日 長野県）

表 4.2.7.36(1) 景観形成基準（諏訪市）：山林・高原の景観地域（1/2）

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 | | |
|--------------------------------|------------------------|--|---------------------------------------|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ①配置 | ・道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。 | |
| | | ・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 | |
| | | ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 | |
| | | ・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。 | |
| | ②規模 | ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 | |
| | | ・高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。 | |
| | ③形態・意匠 | ・周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 | |
| | | ・周辺の山並みと調和する形態とすること。 | |
| | | ・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。 | |
| | | ・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 | |
| | | ・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 | |
| | | ・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 | |
| | | ・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 | |
| | | ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 | |
| | | ・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 | |
| | ④材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 | |
| | | ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。 | |
| | | ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 | |
| | ⑤色彩等 | ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。） | |
| | | ・使用する色数を少なくするよう努めること。 | |
| | ⑥敷地の緑化 | ・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。 | |
| | | ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。 | |
| | | ・駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 | |
| | | ・使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。 | |
| | | ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 | |
| | ⑦屋外公告物 その他これらに類するもの | 配置 | ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。 |
| | | 規模、形態・意匠 | ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 |
| | | 材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 |
| ・反射光のある素材を極力使用しないよう努めること。 | | | |
| 色彩等 | | ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 | |
| | | ・使用する色数を少なくするよう努めること。 | |
| | | ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 | |

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36(2) 景観形成基準（諏訪市）：山林・高原の景観地域（2/2）

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 |
|---|--|
| (2) 土地の形状の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等） | ・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 |
| | ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 |
| | ・地形の変更には周辺環境への影響を少なくするよう努めること。 |
| | ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 |
| (3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等） | ・保水機能、動植物の生息地として重要な斜面緑地、稜線等の基本地形を保全し、活用するよう努めること。 |
| | ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 |
| (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） | ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| | ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 |
| | ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 |

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (3) 景観形成基準（諏訪市）：田園・農地の景観地域（1/2）

| 行為の制限事項 | | 景観づくり基準 | |
|--|--------------|--|--|
| （1）建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ①配置 | ・道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 | |
| | | ・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 | |
| | | ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 | |
| | | ・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。 | |
| | | ・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 | |
| | ②規模 | ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする事。 | |
| | | ・高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。 | |
| | ③形態・意匠 | ・周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 | |
| | | ・背景の山並み及び田園の広がり調和する形態とすること。 | |
| | | ・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。 | |
| | | ・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 | |
| | | ・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 | |
| | | ・周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。 | |
| | | ・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 | |
| | | ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 | |
| | ④材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 | |
| | | ・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 | |
| | | ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 | |
| | ⑤色彩等 | ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画 P43 - 共通事項の色彩基準を参照。） | |
| | | ・使用する色数を少なくするよう努めること。 | |
| | ⑥敷地の緑化 | ・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。 | |
| ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 | | | |
| ・駐車場、自転車置き場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 | | | |
| ・使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする事。 | | | |
| ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 | | | |
| ⑦屋外広告物 その他これらに類するもの | 配置 | ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 | |
| | 規模、 形態・意匠 | ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 | |
| | 材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする事。 | |
| | | ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 | |
| | 色彩等 | ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 | |
| ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 | | | |

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (4) 景観形成基準 (諏訪市): 田園・農地の景観地域 (2/2)

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 |
|---|--|
| (2) 土地の形状の変更 (法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの (土石の採取及び鉱物の掘採を除く) をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等) | ・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 |
| | ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 |
| | ・敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 |
| (3) 土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等) | ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 |
| | ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |
| (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい方法) | ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 |
| | ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 |

出典:「諏訪市景観計画」(平成21年10月 諏訪市)

表 4.2.7.36 (5) 景観形成基準（諏訪市）：市街地・集落の景観地域（1/2）

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 |
|--------------------------------|--|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ①配置 <ul style="list-style-type: none"> ・特に支障のある場合を除いて、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。 ・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。 ・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 |
| | ②規模 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。 ・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。 |
| | ③形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。 ・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 ・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 |
| | ④材料 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |
| | ⑤色彩等 <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。） ・周辺地域との調和に配慮し、多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 |
| | ⑥敷地の緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 |

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (6) 景観形成基準（諏訪市）：市街地・集落の景観地域（2/2）

| 行為の制限事項 | | 景観づくり基準 | |
|---|---|--|--|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ⑦屋外公告物その他これらに類するもの | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 |
| | | 規模、形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 |
| | | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 |
| | 色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 | |
| | ⑧その他の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。（河川景観軸の美化、居住空間・温泉旅館街の雰囲気向上に努める） | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | |
| (2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等） | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 | | |
| (3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等） | <ul style="list-style-type: none"> 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 | | |
| (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） | <ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | | |

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (7) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区_上諏訪駅周辺地区（1/2）

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 | | |
|--------------------------------|--|--|---------------|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ①配置 | ・通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 | |
| | | ・駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくい配置に努めること。 | |
| | | ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 | |
| | | ・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。 | |
| | ②規模 | ・高島城など、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 | |
| | | ・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。 | |
| | | A・B地区 | ・30m以下に努めること。 |
| | | C地区 | ・15m以下（高度地区内） |
| | ③形態・意匠 | D・E地区 | ・15m以下に努めること。 |
| | | ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 | |
| | | ・周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。 | |
| | | ・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。 | |
| | | ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。 | |
| | | ・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。 | |
| | | ・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 | |
| | | ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 | |
| | | ・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 | |
| | | ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 | |
| | | ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 | |
| | | ・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 | |
| | ④材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 | |
| | | ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 | |
| | | ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 | |
| | ⑤色彩等 | ・街道、城下町及び地域の伝統的なまちなみ、それぞれにふさわしい色を基調とし、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画 P43 - 共通事項の色彩基準を参照。） | |
| | | ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 | |
| | | ・使用する色数を少なくするよう努めること。 | |
| ⑥敷地の緑化 | ・敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 | | |
| | ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。 | | |
| | ・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 | | |
| | ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 | | |

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (8) 景観形成基準(諏訪市): 景観重点整備地区_上諏訪駅周辺地区 (2/2)

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 | | |
|---|---|--|---|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ⑦その他の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 ・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。 ・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | |
| | ⑧屋外公告物その他これらに類するもの | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。 |
| | | 規模、形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 |
| | | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 |
| 色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 | | |
| (2) 土地の形質の変更(法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)をいう。以下同じ。)(変更後の土地の形状、修景、緑化等) | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 | | |
| (3) 土石の採取及び鉱物の掘採(採取等の方法、採取等後の緑化等) | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 | | |
| (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | | |

出典:「諏訪市景観計画」(平成21年10月 諏訪市)

表 4.2.7.36 (9) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区_諏訪湖畔地区（1/2）

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 | | |
|--------------------------------|---|---|-------------------------|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ①配置 | ・通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 | |
| | | ・A・B地区においては、道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 | |
| | | ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 | |
| | | ・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 | |
| | ②規模 | ・高台からの湖周線、湖畔からの山並みを阻害しないため、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 | |
| | | ・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。 | |
| | | A地区 | ・15m以下に努めること。（一部高度地区あり） |
| | | B地区 | ・15m以下（高度地区内） |
| | | C地区 | ・45m以下に努めること。 |
| | | D地区 | ・20m以下に努めること。 |
| | ③形態・意匠 | ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 | |
| | | ・周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。 | |
| | | ・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。 | |
| | | ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。 | |
| | | ・屋根・屋上は高台からの魅力的な眺望に配慮したこう配屋根とし、周辺の建築物との調和に努めること。 | |
| | | ・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 | |
| | | ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 | |
| | | ・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 | |
| | | ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 | |
| | | ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 | |
| | | ・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 | |
| | ④材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 | |
| | | ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 | |
| | | ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮し、壁面の大部分に使用することは避けること。 | |
| ⑤色彩等 | ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。） | | |
| | ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 | | |
| | ・使用する色数を少なくするよう努めること。 | | |
| ⑥敷地の緑化 | ・敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 | | |
| | ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。 | | |
| | ・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 | | |
| | ・C・D地区における沿道側敷地は、駐車場敷地の緑化に努めること。また、1,000m ² を超える敷地に於いては3%を緑地とし、沿道の緑化・修景に努めること。 | | |
| | ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 | | |

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (10) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区_諏訪湖畔地区（2/2）

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 | | |
|---|---|---|--|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ⑦その他の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | |
| | ⑧屋外公告物その他これらに類するもの | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。 |
| | | 規模、形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 | | | |
| 材料 | | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 | |
| 色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 | | |
| (2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等） | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 | | |
| (3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等） | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 | | |
| (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） | <ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | | |

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (11) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区_諏訪大社上社周辺地区（1/2）

| 行為の制限事項 | 景観づくり基準 |
|--|--|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ①配置 <ul style="list-style-type: none"> ・通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。 |
| | ②規模 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の階数は地階を除き3階以下とする。また、建築物の高さは地盤面から10m以下とし、まち並みや山並みなどへの眺望を確保すること。 |
| | ③形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統建築様式（建てぐるみなど）を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 |
| | ④材料 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・反射光のある素材は避けること。 |
| | ⑤色彩等 <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数を少なくするよう努めること。 | |
| ⑥敷地の緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を生かした緑化に努めること。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 | |

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (12) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区_諏訪大社上社周辺地区（2/2）

| 行為の制限事項 | | 景観づくり基準 | | |
|---|---|---|---|--|
| (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | ⑦その他の制限 | ・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 | | |
| | | ・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。 | | |
| | | ・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | | |
| | ⑧屋外公告物その他これらに類するもの | 配置 | ・まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。 | |
| | | 規模、形態・意匠 | ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 | |
| | | | ・自己用屋外公告物は、表示面積 10m ² 以内とし、一辺の長さが 4m 以下とすること。 | |
| | | | ・自己用以外の屋外公告物のうち次のいずれかに該当するものは独立して設置又は建物に架設しないこと。 | |
| | | | ・刺激的な色彩・装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの。 | |
| | | 沿道地域（※） | ・高さ 3m を超えるもの ・一辺の長さが 1.2m を超えるもの ・表示面積が 1m ² を超えるもの | |
| | | 一般地域 | ・自己用屋外公告物より大きなもの ・屋外公告物は設置しないように努める | |
| 材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 | | | |
| 色彩等 | ・反射光のある素材は、極力使用しないように努めること。 | | | |
| | ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 | | | |
| | ・使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 | | | |
| (2) 土地の形質の変更（法第 16 条第 1 項第 3 号及び政令第 4 条第 1 項第 1 号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等） | ・大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 | | | |
| | ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 | | | |
| | ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 | | | |
| (3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等） | ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 | | | |
| | ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 | | | |
| (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） | ・物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 | | | |
| | ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 | | | |

※沿道地域：県道岡谷茅野線・神宮寺諏訪線両側路肩より、外側 30m 幅

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.37(1) 景観づくり基準（茅野市）：市街地（1/2）

| 行為区分 | 大区分 | 小区分 | 市街地 商業系地域 | 市街地 工業系地域 | 市街地 住居系地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|---|---|---|---|--------------------|----------------------|------------|-----|-------|------------|---|------------|---------|------------|-----|----|----|----|---------------------------|-----|-----|--|--|----|----|----|---|------------|-----|-------|------------|---|------------|--------------|------------|-----|----|----|----|---------------------------|-----|-----|--|--|----|----|----|---|------------|-----|-------|------------|---|------------|--------------|------------|-----|----|----|----|---------------------------|-----|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更 | 形態・意匠 | 道路からの位置 | ・周辺と壁面線をあわせつつ、できるだけ道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するように努める。 | ・道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 隣地からの位置 | ・隣接地と相互に協力して、まとまった空地を生み出すように努める。 | ・隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 敷地内の配置 | ・敷地内に樹木や水辺等がある場合は、これらを活かせる配置とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ランドマークとの関係 | ・八ヶ岳への眺望、湖沼等水辺景観を極力阻害しない配置とする。 ・電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 規模 | ・周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合いとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建築物の高さの数値基準（注1） | ・高さは、山並みの眺望の確保や圧迫感の軽減等に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は、商業地域にあっては31m、近隣商業地域にあっては20mとする。 | ・高さは、山並みの眺望の確保や圧迫感の軽減等に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は、20mとする。 | ・高さは、山並みの眺望の確保や圧迫感の軽減等に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は、第一種低層住居専用地域にあっては10mとし、その他にあっては20mとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 用途地域（容積率/建ぺい率） | 商業地域（400/80） | 近隣商業地域（200/80） | 工業地域・準工業地域（200/60） | 第一種低層住居専用地域（80/50） | 左記以外の住居系用途地域（200/60） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 最高限度 | 31m | 20m | 20m | 10m | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 形態・意匠の調和、まとめ | ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとめある形態とする。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | デザイン、屋根 | ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努める。 | | ・屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 伝統的様式の尊重・継承 | ・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 壁面 | ・壁面等は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等の処理に配慮する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 屋上等設備 | ・屋上設備は外部から見えにくいように壁面やルーバーで覆う等の工夫をする。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 非常階段等付帯設備 | ・屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 材料 | 調和・耐久性 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反射光のある素材 | ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮し、突出することがないように努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色彩等 | 色彩の調和 | ・街並みとしての連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和した色調とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 建築物の色彩基準（注2） | <p>■外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>3以上 8以下</td> <td rowspan="3">6以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>3以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>3以上 8以下</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>■屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Y, GY, G, BG, B, N</td> <td>5以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 色相 | 明度 | 彩度 | R | 3以上 8以下 | 6以下 | YR, Y | 3以上 9以下 | N | 3以上 9以下 | 上記以外の色相 | 3以上 8以下 | 3以下 | 色相 | 明度 | 彩度 | R, YR, Y, GY, G, BG, B, N | 5以下 | 4以下 | <p>■外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>3以上 8以下</td> <td rowspan="3">6以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>3以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>GY, G, BG, B</td> <td>3以上 8以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>■屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Y, GY, G, BG, B, N</td> <td>5以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 色相 | 明度 | 彩度 | R | 3以上 8以下 | 6以下 | YR, Y | 3以上 9以下 | N | 3以上 9以下 | GY, G, BG, B | 3以上 8以下 | 2以下 | 色相 | 明度 | 彩度 | R, YR, Y, GY, G, BG, B, N | 5以下 | 4以下 | <p>■外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>4以上 8以下</td> <td rowspan="3">4以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>4以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>4以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>GY, G, BG, B</td> <td>4以上 8以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>■屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Y, GY, G, BG, B, N</td> <td>5以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 色相 | 明度 | 彩度 | R | 4以上 8以下 | 4以下 | YR, Y | 4以上 9以下 | N | 4以上 9以下 | GY, G, BG, B | 4以上 8以下 | 2以下 | 色相 | 明度 | 彩度 | R, YR, Y, GY, G, BG, B, N | 5以下 |
| 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R | 3以上 8以下 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| YR, Y | 3以上 9以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| N | 3以上 9以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の色相 | 3以上 8以下 | 3以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R, YR, Y, GY, G, BG, B, N | 5以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R | 3以上 8以下 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| YR, Y | 3以上 9以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| N | 3以上 9以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GY, G, BG, B | 3以上 8以下 | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R, YR, Y, GY, G, BG, B, N | 5以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R | 4以上 8以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| YR, Y | 4以上 9以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| N | 4以上 9以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GY, G, BG, B | 4以上 8以下 | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R, YR, Y, GY, G, BG, B, N | 5以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注1：以下の施設は、上記の高さの最高限度の基準を適用しない。

1. 学校、病院等の公益上必要な公共施設。
2. 地域の伝統的な様式で、その特徴的な形態・意匠等を継承する建築物。

注2：以下に示す色彩は、左記のマンセル値による基準を適用しない。

1. 地域の伝統的な農家住宅や蔵、社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根等の特徴的な形態意匠を継承する建築物。
2. 木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を活かしている外壁及び屋根。
3. 2階までの各外壁の1/10以下の面積（開口部を含む）に用いるアクセントカラー。但し、屋根は認めない。

表 4.2.7.37 (2) 景観づくり基準 (茅野市) : 市街地 (2/2)

| 行為区分 | 大区分 | 小区分 | 市街地 商業系地域 | 市街地 工業系地域 | 市街地 住居系地域 | |
|-------------------------|---------------------------|--|---|---|---|--|
| 建築物及び工作物の新築、改築、移転又は外観変更 | 色彩等 | 多色使い、色数 | ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。 | | ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。 | |
| | | 照明 | ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。 | | ・照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意する。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。 | |
| | 敷地の緑化 | 既存樹木等の活用 | ・敷地内に優れた樹木や防風林等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かす。 | | | |
| | | 緑化による圧迫感の軽減 | ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。 | | | |
| | | 駐車場等の処理 | ・駐車場、自転車置場等を設ける場合は、周囲の緑化に努める。 | | | |
| | | 樹種 | ・使用する樹種は、地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。 | | | |
| | 特定外観意匠 (屋外における広告物の表示又は提出) | 敷地境界の処理 | ・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。 | | | |
| | | 配置 | ・道路等からできるだけ後退させるよう努める。 ・ハケ岳や周辺の山並み、湖沼等水辺景観への眺望を阻害しないように努める。 | | | |
| | | | ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控える。 | | | |
| | | 規模、形態・意匠 | ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。 ・建築物の外壁と一体となる広告物の規模は、各外壁において外壁面積 (開口部を含む) の 1/10 を超えないように努める。 | | | |
| | | 材料 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。 | | ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努める。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。 | |
| | 色彩等 | ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。 | | ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とする。 ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。 | | |
| | 土地の形質の変更 | 地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等 | ・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 ・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。 | | | |
| | | 法面、擁壁 | ・土地の形質の変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努める。 ・擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。 | | | |
| 水辺等の活用 | | | ・水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 | | | |
| 土砂の採取及び鉱物の掘採 | 遮へい | ・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 | | | | |
| | 事後の緑化 | ・採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景する。 | | | | |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | 高さ、積み上げ方法 | ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 ・道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽等を行い周辺の景観に調和するよう努める。 | | | | |

出典：「茅野市景観計画」(平成 22 年 3 月、最終改訂：平成 27 年 4 月 茅野市)

表 4.2.7.37 (3) 景観づくり基準（茅野市）：農村集落・森林山地（1/2）

| 行為区分 | 大区分 | 小区分 | 農村集落 | | 森林山地 | | | |
|-------------------------|---------------|---|---|-----------------|--|----------------|-----------------|------|
| | | | | | | | | |
| 建築物及び工作物の新築、改築、移転又は外観変更 | 形態・意匠 | 道路からの位置 | ・道路からできるだけ後退し、道路側に空気を確保するように努める。 | | ・道路から概ね 10m 以上後退し、良好な空間の確保に努める。 | | | |
| | | 隣地からの位置 | ・隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。 | | | | | |
| | | 敷地内の配置 | ・敷地内に樹木や水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とする。 | | | | | |
| | | ランドマークとの関係 | ・八ヶ岳への眺望、湖沼等水辺景観を極力阻害しない配置とする。 | | ・八ヶ岳への眺望、湖沼等水辺景観を極力阻害しないような配置とする。 ・地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避ける。 | | | |
| | | | ・電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置する。 ・団地開発ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等八ヶ岳の眺望を阻害しないように努める。 | | | | | |
| | | 規模 | ・八ヶ岳への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合いとする。 | | | | | |
| | | 建築物の高さの数値基準（注 1） | ・高さは、山並みの眺望の確保、周辺の自然景観、田園景観等との調和に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は 13m とする。ただし、第一種低層住居専用地域にあつては 10m とする。 ・但し、製造業と農業の用に供する建築物に限り、やむを得ず 13m を超える場合であっても 20m を超えてはならない。この場合、隣地境界から 10m 以上後退し、かつ隣地境界と建築物との間に緩衝緑地（中木以上の植栽）を設け、山並み及び周囲の景観に圧迫感を与えないように努める。 | | ・高さは、山並みの眺望の確保、周辺の自然景観、田園景観等との調和に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は、13m とする。 ・但し、国定公園内にあつては、自然公園法の基準、またそれ以外の地域においては茅野市生活環境保全条例の基準に準ずるものとする。 | | | |
| | | | 用途地域（容積率/建ぺい率） | 無指定 (200/60) | | 無指定 (50/30) | 無指定 (300/70) | |
| | | 最高限度 | 13m | | | | | |
| | | 形態・意匠の調和、まとめ | ・八ヶ岳や背景となる山並み、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態、史跡等の文化遺産との調和に努める。 | | ・八ヶ岳の山並みや湖沼、周囲の建築物等の形態との調和に努める。 | | | |
| | デザイン、屋根 | ・屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努める。 | | | | | | |
| | 伝統的様式の尊重・継承 | ・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。 | | | | | | |
| | 壁面 | ・壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮する。 | | | | | | |
| | 屋上等設備 | ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合には、色彩を建築物に合わせて調和を図る。 ・太陽光発電設備等以外の屋上等設備は、設置しないことを基本とする。やむを得ず設置する場合には、外部から見えにくいように壁面やルーバーで覆う等の工夫をする。 | | | | | | |
| | 非常階段等付帯設備 | ・屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。 | | | | | | |
| | 材料 | 調和・耐久性 | ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 | | ・周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 ・特に別荘地内においては、木材等の自然素材の使用に努める。 | | | |
| | | 反射光のある素材 | ・反射光のある素材を極力用いないように努める。 | | | | | |
| 色彩等 | 色彩の調和 | ・八ヶ岳の眺望を阻害せず、周辺の自然や田園、建築物等と調和した色調とする。 | | | | | | |
| | 建築物の色彩基準（注 2） | ・外壁及び屋根に使用する色彩については、全体を 3 色以内のコントラストでまとめることが望ましい。 ・外壁及び屋根の基調色はマンセル値によるものとし、色相に応じ以下のものを基本とする。 | | | | | | |
| | | ■外壁 | 色相 | 明度 | 彩度 | ■屋根 | 色相 | 明度 |
| | R | | 2 以下 | | R, YR, Y, GY, G, | | 5 以下 | 4 以下 |
| | YR, Y | 3 以上 8 以下 | 3 以下 | | BG, B, N | | | |
| | GY, G | | 2 以下 | | | | | |
| | N | 3 以上 9 以下 | | | | | | |

注 1：高さの基準は、国定公園内では最低地盤面からの高さ、それ以外の地域では平均地盤面からの高さとする。また以下の施設は、上記の高さの最高限度の基準を適用しない。

1. 学校、病院等の公益上必要な公共施設。
2. 地域の伝統的な様式で、その特徴的な形態・意匠等を継承する建築物。

注 2：以下に示す色彩は、左記のマンセル値による基準を適用しない。

1. 地域の伝統的な農家住宅や蔵、社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根等の特徴的な形態意匠を継承する建築物。
2. 木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を活かしている外壁及び屋根。
3. 1階までの各外壁の 1/10 以下の面積（開口部を含む）に用いるアクセントカラー。但し、屋根は認めない。
4. 企業カラーについては、市長が特に必要と認める場合。

出典：「茅野市景観計画」（平成 22 年 3 月、最終改訂：平成 27 年 4 月 茅野市）

表 4.2.7.37 (4) 景観づくり基準（茅野市）：農村集落・森林山地（2/2）

| 行為区分 | 大区分 | 小区分 | 農村集落 | 森林山地 |
|-------------------------|--------------------------|--|---|---|
| 建築物及び工作物の新築、改築、移転又は外観変更 | 色彩等 | 多色使い、色数 | ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。 | |
| | | 照明 | ・照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意する。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。 | ・照明を行う場合は、安全性の確保等に必要最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意する。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。 |
| | 敷地の緑化 | 既存樹木等の活用 | ・敷地内に優れた樹木や防風林等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かす。 | |
| | | 緑化による圧迫感の軽減 | ・建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努める。 | |
| | | 駐車場等の処理 | ・駐車場、自転車置場等を設ける場合は、周囲の緑化に努める。 | |
| | | 樹種 | ・使用する樹種は、周辺の防風林等の樹林や緑地等と調和した地域の風土にあったものとするように努める。 | ・使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、高原に適した樹種の活用に努める。 |
| | 敷地境界の処理 | | ・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、自然素材を用いる等、周辺景観と調和するように配慮する。 ・現状において生垣が形成されている集落内沿道では、やむを得ない場合を除き生垣とする。 | ・敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けない。やむを得ず設ける場合は、生垣とするように努める。 |
| | | 配置 | ・道路等からできるだけ後退させるよう努める。 ・八ヶ岳や周辺の山並み、湖沼等水辺景観への眺望を阻害しないように努める。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控える。 | ・眺望を阻害するような建築物等の屋上への掲出は、原則として避ける。 |
| | 特定外観意匠（屋外における広告物の表示又は提出） | 規模、形態・意匠 | ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。 ・建築物の外壁と一体となる広告物の規模は、各外壁において外壁面積（開口部を含む）の1/10を超えないように努める。 ・周辺の建築物の屋根や植生、防風林、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないように努める。 | |
| | | 材料 | ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努める。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。 | ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いる。特に別荘地内においては自然素材等の使用に努める。 ・反射光のある素材は原則として使用しない。 |
| | | 色彩等 | ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とする。 ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。 | ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。 |
| | | 地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等 | ・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 ・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。 | |
| | 土地の形質の変更 | 法面、擁壁 | ・土地の形質の変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努める。 | |
| | | | ・擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。 | ・擁壁を必要とする場合は、できる限り自然石等で表面化粧するように努める。 |
| | | 水辺等の活用 | ・水辺等は極力保全し、活用するように努める。 | |
| 土砂の採取及び鉱物の掘採 | 遮へい | ・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 | | |
| | 事後の緑化 | ・採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景する。 | | |
| 屋外における物件の集積又は貯蔵 | 高さ、積み上げ方法 | ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 ・道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽等を行い周辺の景観に調和するように努める。 | | |

出典：「茅野市景観計画」（平成22年3月、最終改訂：平成27年4月 茅野市）

表 4.2.7.38 (1) 景観形成基準 (下諏訪町)

| 項目 | 一般地区 | 下諏訪宿景観形成重点地区 |
|---|---|---|
| ①建築物・工作物の配置 | <ul style="list-style-type: none"> 町並みとの調和に配慮し、建築物の壁面を前面道路境界線及び隣地境界線からできるだけ後退して、植栽用地の確保に努める。 高さ 20m を超える建築物・工作物は、道路、公園、河川、湖岸等からの見通しに配慮した配置に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> 通りに面して町並みと調和した配置に努める。 |
| ②建築物・工作物の高さ | | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、伝統的様式の建築物と調和し、立町地区景観形成住民協定に定めのある区域においては、3 階以下、12m 以下とする。 別表 (下諏訪町景観計画 P.37 参照) に定める路線の道路境界から 5m 以内の範囲は、建築物の高さの最高限度を 12m 以下とする。 |
| ③建築物・工作物の色彩 | | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根の色彩は、黒・灰色・こげ茶色系を基調とし、これと調和する色彩とする。 建築物・工作物の外観の色調は、白・ベージュ・こげ茶色を基調に木質系及び地元石材等の自然素材及びこれらと調和するものとする。 |
| ④建築物・工作物の形態意匠 | | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の町並みや背後の自然との調和に配慮し、落ち着いた色彩に努め、マンセル表色系において赤 (R) 系及び YR (黄赤) 系の色相は、彩度 6 以下を基準とする。その他の色相は彩度 4 以下を基準とし、無彩色の明度は 9 以下を基準とする。 ただし、歴史的建造物、無着色の自然素材は、これらの基準の適用を除外する。 |
| ⑤建築物・工作物の外観における公衆の関心を惹くための形態又は色彩、その他の意匠 | | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態・意匠は、単体としてのバランスとともに周囲の景観との調和に努める。 伝統的様式の建築物により町並みが形成されている通りに面する建築物は、町並みと調和する形成・意匠に努める。 河川や湖岸沿いの建築物・工作物の形態・意匠は、連続性のある景観との調和に努める。 路面店が並ぶ地区での建築物は、町並みの連続性を継承するとともに、うるおいのある店先の演出に配慮する。 |
| ⑥外構・囲障等 | | <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を使用する場合は、周囲の景観との調和に配慮する。 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に配慮する。 |
| ⑦土地の区画形質の変更 | | <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。 使用する色数をできるだけ少なくするよう努める。 光源で動きのあるものは、原則として避ける。 |
| ⑧土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 | | <ul style="list-style-type: none"> 配置は、道路などからできるだけ後退させるよう努める。 湖や山並み、空への眺望を阻害しないよう努める。 基調となる周辺景観に調和する形態意匠とし、必要最小限の規模とする。 材料は周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、剥離等の生じにくいものとする。 けばけばしい色彩とせず、周辺の景観と調和した色調とする。 |
| ⑨屋外における土石、廃棄物等の堆積 | | <ul style="list-style-type: none"> 敷地の外構・囲障は、生垣植栽又は板塀、竹垣、石積み等の自然素材を使用した伝統的工法若しくはこれらと調和したものとする。 敷地の外構・囲障は、生垣植栽又は自然素材を使用して、景観の調和に配慮する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 周囲の自然環境と景観に調和し、必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮する。 のり面は、芝、低木などの植栽により、緑化修景を行う。 やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、周囲への圧迫感を低減させるように配慮する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 周辺から目立ちにくいよう採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景措置を講じる。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 道路その他の公共の場から用意に望見できない位置に集積又は貯蔵する。又は、敷地周辺部に生垣植栽等の修景措置を講じる。 |

注：「②建築物・工作物の高さ」について、次の建築物及び工作物は適用を除外する。

1. 電気・通信事業、病院、学校等の公益上必要と認められるもの
2. 景観計画に定める地区区分のうち主要工業地域における工業系用途の建築物

出典：「下諏訪町景観計画」(平成 24 年 8 月 下諏訪町)

表 4.2.7.38 (2) 眺望景観保全地区における建築物の高さ基準（下諏訪町）

| | 地区における眺望景観保全の方針 | 建築物・工作物の高さの最高限度に関する基準 |
|--------------------|---|--|
| 諏訪湖湖岸眺望景観保全地区 | 現在の中高層建築物の高さを保全し、湖岸地区における良好な町並みと地区の背後の市街地からの眺望の確保を図る。 | 20m |
| 県道岡谷下諏訪線沿道眺望景観保全地区 | 沿道商業地における適正な土地の高度利用と背後の市街地における主要眺望点からの諏訪湖への眺望を保全する。 | 30m |
| 市街地眺望景観保全地区 | 市街地における適正な土地の利用と諏訪大社春宮及び秋宮周辺からの諏訪湖への眺望を保全する。 | 25m ただし、景観形成重点地区は、景観形成重点地区に定める路線の道路境界から5m以内の範囲の建築物の高さは12m以下。立町地区景観形成住民協定に定めのある区域においては、3階以下、12m以下。 |

出典：「下諏訪町景観計画」（平成24年8月 下諏訪町）

注1：ただし、次の建築物及び工作物は適用を除外する。

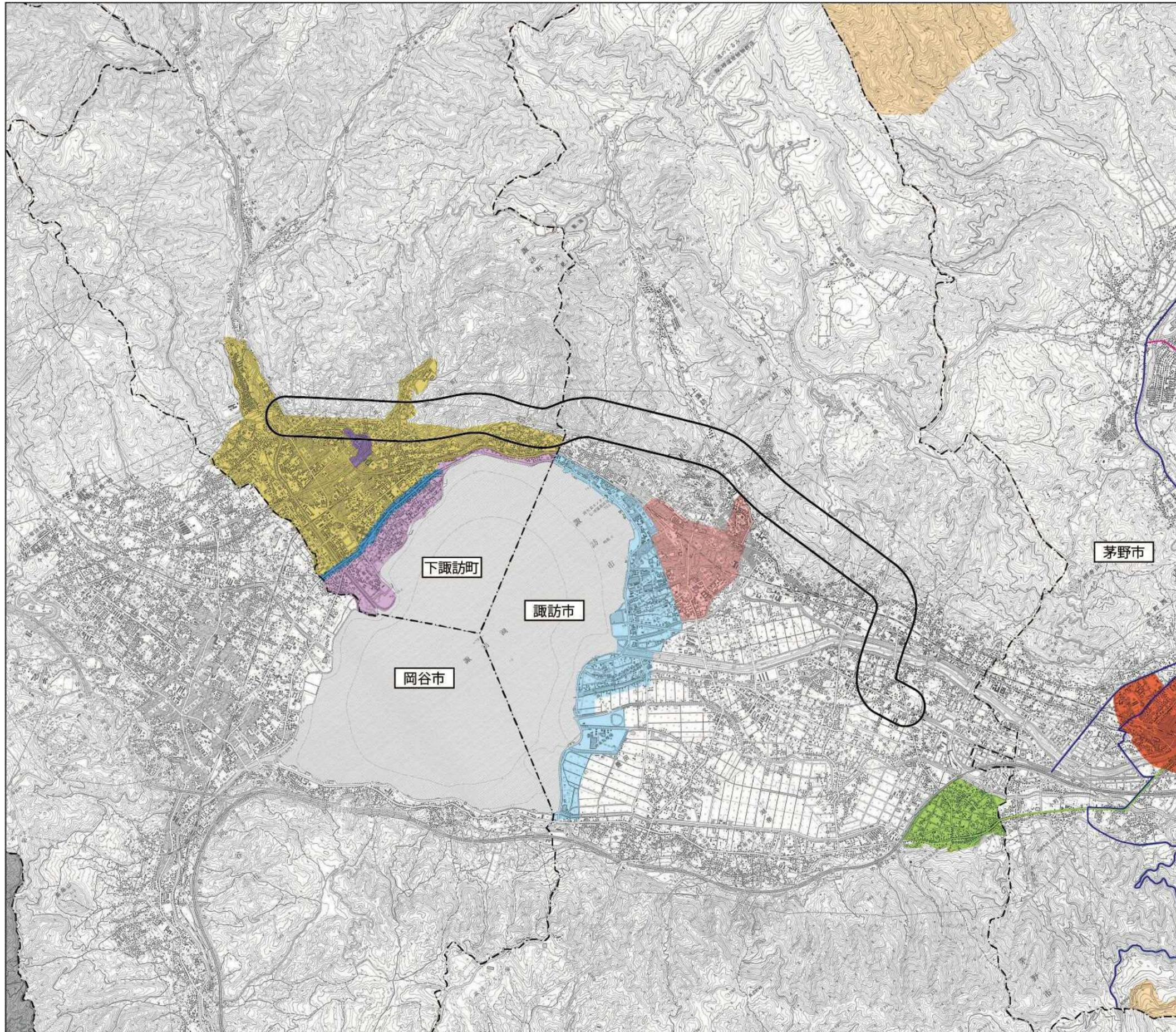
1. 電気・通信事業、病院、学校等の公益上必要と認められるもの
2. 景観計画に定める地区区分のうち主要工業地区における工業系用途の建築物

注2：都市計画に定めのある用途地域区分のうち、第1種低層住居専用地域における建築物の高さの最高限度は10m以下。

注3：景観形成重点地区に定める路線

1. 国道142号線：国道20号線との交差点（下諏訪町大社通3238番地先）から町道湯沢通り線との交差点（下諏訪町湯田町3420番地先）まで
2. 町道宮街道線：国道142号線との交差点（下諏訪町湯田町3450番地先）から町道湯沢通り線との交差点（下諏訪町湯田町3378番地1地先）まで

図 4.2.7.10 景観計画設定地区



| 記号 | 名称 |
|---------------|--------------------------|
| <諏訪市景観計画> | |
| 重点整備地区 | |
| | 諏訪湖畔地区 |
| | 上諏訪駅周辺地区 |
| | 諏訪大社上社周辺地区 |
| <茅野市景観計画> | |
| 景観形成重点地区・区域景観 | |
| | 中心市街地 |
| | 区域景観・開発計画区域 |
| 景観形成重点地区・沿道景観 | |
| | 横道・ふるさとグリーンライン沿線 |
| | 縦道・県道茅野停車場八子ヶ峰公園線 |
| | 縦道・国道152号 |
| | 御柱街道沿線 |
| <下諏訪町景観計画> | |
| 景観形成重点地区 | |
| | 下諏訪宿景観形成重点地区 |
| 眺望景観保全地区 | |
| | 諏訪湖畔眺望景観保全地区 (20m) |
| | 県道岡谷下諏訪線沿道眺望景観保全地区 (30m) |
| | 市街地眺望景観保全地区 (25m) |

出典：「諏訪市景観計画」(平成21年10月 諏訪市)
 「下諏訪町景観計画」(平成24年8月 下諏訪町)
 「茅野市景観形成基本計画」(平成13年3月 茅野市)
 「茅野市景観計画」(平成27年4月 茅野市)

| 記号 | 名称 |
|----|----------------|
| | 都市計画対象道路事業実施区域 |
| | 行政界 |
| | 調査対象外 |

